

第 4 次高石市地域福祉計画

平成 27 年 3 月

高石市

ごあいさつ

市民の皆様方におかれましては、平素より本市行政に対し、温かいご理解とご支援ご協力を賜り、心から感謝申し上げます。

近年の急速な少子高齢化や核家族化、都市化の進行などにより、地域における人とのつながりやお互いに助け合い支え合う意識が希薄になりつつあり、身近な地域でさまざまな課題が発生しています。

児童や高齢者などに対する虐待、家庭内暴力、孤独死などの問題、また、一人暮らし高齢者の増加、高齢者や障がいのある人を狙った悪質犯罪の多発など、日常生活を過ごす地域が抱える課題は多様化してきており、従来の公的な福祉制度やサービスだけでは対応することが困難な状況となっています。

また、東日本大震災では多くの死者や被災者が発生しましたが、反面、被災地への支援や義援金等の活動などを通して支えあいの精神や他人を思いやる心など「人と人とのつながり（絆）」の大切さを改めて実感しました。

本市においては、平成 22 年に「第 3 次高石市地域福祉計画」を策定し、「人と人との心が通うまち」を基本理念に、「市民の参画のもと地域の福祉力向上をめざして誰もが住みやすいまちづくり」の実現をめざして、地域や住民主体の福祉活動の展開を図るべく、社会資源の活用、福祉制度の確立、教育、啓発など総合的な取組みを進めてきました。また、介護保険制度や障害福祉サービス、子育て支援サービスなどさまざまなサービスや制度の推進にも努めてまいりました。

これらの取組みを踏まえつつ、地域の住民や関係団体等と行政が協働して創りあげる地域福祉社会の実現に向けて、このたび平成 27 年度から平成 31 年度までを計画期間とする「第 4 次高石市地域福祉計画」を策定いたしました。

この計画は、「人と人との心が通うまち」の基本理念を引き継ぎ、さらに発展させるもので、誰もが住み慣れた地域でいきいきと、健康で安全・安心に暮らし続けられることができるように「避難行動要支援者支援制度」や「地域包括ケアシステムの構築」の実現をめざしており、今後の地域福祉推進の指針となります。

本計画の策定にあたり貴重なご意見・ご提言を賜りました高石市保健医療福祉審議会の委員の皆様をはじめ、アンケート調査及び地域懇談会にご協力をいただきました市民の皆様、そして地域福祉推進のパートナーである高石市社会福祉協議会に深く感謝申し上げます。

今後、この計画の推進にあたりまして、市民の皆様のご理解とご協力を心からお願い申し上げます。

平成 27 年 3 月

高石市長 阪口 伸六

【目次】

I. 地域福祉計画の策定にあたって	1
1 地域福祉とは	1
2 地域福祉計画とは	1
3 計画の性格と位置づけ	2
4 計画の期間	3
5 計画策定への市民参画	3
II. 高石市の地域福祉の現状と課題	5
1 本市における地域の状況	5
2 アンケートや地域懇談会などから明らかになった課題	12
3 市民活動の状況	35
4 本市の地域福祉を取り巻く課題（まとめ）	39
III. 地域福祉の展開方向	40
1 基本理念	40
2 基本目標	40
3 計画推進に向けた基本的視点	42
IV. 具体的な取り組みの展開	45
1 人づくり	45
1) 人材育成・確保	45
2) 福祉教育・学びの充実	47
2 ネットワークづくり	48
1) セーフティネットの充実	48
2) 情報ネットワークの充実	50
3) 地域のつながりの再生	51
4) 社会的・経済的な孤立者への支援	52
3 住民の生活を支えるまちづくり	53
1) 総合相談体制の充実	53
2) 情報提供・収集体制の充実	55
3) 権利擁護の普及・定着	56
4 安全・安心のまちづくり	57
1) 防犯・防災体制の充実	57
2) 住みやすい生活環境の整備	58
V. 地域福祉の推進に向けて	59
1) 連携体制の構築	59
2) 計画の推進と進行管理	59
資料編	61
1 地域福祉計画の策定経過	61
1) 第4次 高石市地域福祉計画 策定経過	61
2) パブリックコメントの結果	62
2 高石市保健医療福祉審議会	62
1) 高石市保健医療福祉審議会 条例	63
2) 高石市保健医療福祉審議会 委員名簿	65
3) 諮問・答申	66
3 用語解説	68

I. 地域福祉計画の策定にあたって

1 地域福祉とは

人は、経済活動をはじめ、さまざまな人との関わりがないと生活できません。誰にでも、ひとりでは解決できない日常生活に関わるさまざまな問題が起こり得るものであり、そのために、保健・医療や福祉などに関わるさまざまな制度やサービスなどが整備されてきています。

近年、少子高齢化社会が急速に進み、ひとり暮らし世帯や近隣との付き合いなどを拒絶する人が増えるなど、人と人とのつながりやお互いに助け合いや支え合う精神が希薄になってきています。

また、多くの市民は、住み慣れた地域で、安全・安心に自立した生活を送りたいと願っています。

このような状況の中、経済情勢や雇用環境などは依然として厳しく、暮らしの不安定要因はますます増えています。

そして、自殺や孤立死（孤独死）、家庭内暴力（DV：ドメスティック・バイオレンス）、虐待、引きこもり、高齢者や障がいのある人を狙った犯罪など、個人や家族だけでは解決が難しい問題が増えてきています。

“地域福祉”とは、日常生活に関わるさまざまな問題や課題を、「高齢者」「障がいのある人」「子ども」などといった対象者ごとに考えるのではなく、住民の日常生活の場であり、問題や課題が起こる現場である「地域」において、住民が主体となって、行政や関係機関などさまざまな主体と連携・協働して解決や改善に向けて取り組み、誰もが「住み慣れた地域でいきいきと、健康で安全・安心に暮らし続けること」ができるような共助社会（人と人とのつながり）を築いていくことです。

2 地域福祉計画とは

“地域福祉計画”は、平成 12 年の社会福祉事業法等の改正により、社会福祉法第 107 条に規定されている市の行政計画で、社会福祉法第 4 条に規定された地域福祉の推進を目的として策定する計画です。

地域福祉計画では、次の 3 項目を盛り込んでいます。

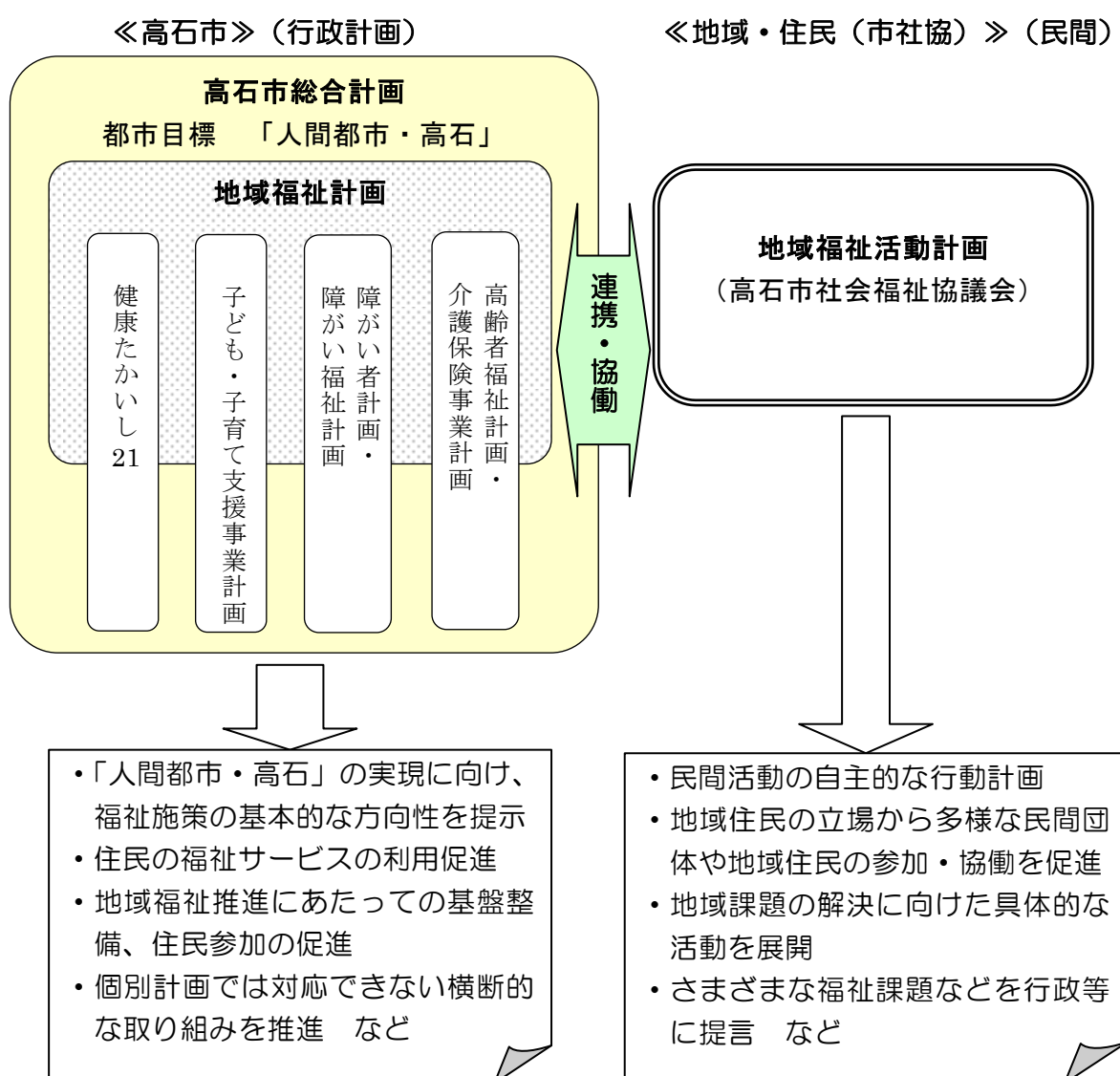
- ① 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- ② 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- ③ 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項

3 計画の性格と位置づけ

本計画は、「第4次高石市総合計画」（平成23年3月策定）で示されている本市の都市目標『人間都市・高石』の実現に向け、総合計画の理念・施策の基本方向に基づき、福祉の観点からそれを具現化していくものであり、地域福祉を推進していくための施策の基本的な方向性を示すものです。

また、本計画は、高石市総合計画を上位計画とし、高齢者福祉計画・介護保険事業計画、障がい者計画・障がい福祉計画、子ども・子育て支援事業計画、健康たかいし 21などの各計画で示されている内容を地域福祉の視点でとりまとめています。

なお、地域福祉の推進のパートナーである社会福祉法人 高石市社会福祉協議会（市社協）が策定した「地域福祉活動計画」と連携・協働して進めていきます。



4 計画の期間

本計画は、平成 27（2015）年度から平成 31（2019）年度までの 5 年計画です。

《計画の期間》

	21 年度	22 年度	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	31 年度	32 年度
地域福祉計画	第 2 次			第 3 次				第 4 次				
地域福祉活動計画	第 1 次			第 2 次				第 3 次				

5 計画策定への市民参画

計画の策定にあたっては、市民の参画として、次のような取り組みを実施しました。

① 市民アンケート調査の実施

- ・調査方法：平成 26 年 6 月 1 日現在、市内に居住する満 20 歳以上の市民 2,000 名を住民基本台帳から無作為に抽出し、郵送配布・郵送回収にて実施。
- ・調査期間：6 月 19 日（木）～7 月 2 日（水）
- ・対象者数：2,004 人（対象人口の約 4.2%、不到着 9 件、実質配布数 1,995 件）
- ・調査内容：回答者の属性、地域に関すること、地域での生活、防災、市や市社協の取り組み など
- ・回 収 数：780 件（回収率 38.9%、実質配布数に対する回収率 39.1%）

② 地域懇談会の開催

- ・第 1 回 8 月 4 日（月） 午後 7 時～
テーマ 地域福祉を取巻く状況・今後の地域福祉活動の方向
～地域福祉推進における地域福祉活動計画の役割～
講師 桃山学院大学 松端克文 教授
会 場 市役所別館 3 階多目的ホール（参加者：78 名）
- ・第 2 回 8 月 11 日（月）
テーマ 地域のことを知ろう！ 考えよう！ 1
会 場 市役所別館 3 階多目的ホール（参加者：56 名）
- ・第 3 回 8 月 12 日（火）
テーマ 地域のことを知ろう！ 考えよう！ 2
会 場 市役所別館 3 階多目的ホール（参加者：45 名）
- ・第 4 回 11 月 21 日（金）
テーマ 地域のことを知ろう！ 考えよう！ 3
会 場 市役所別館 3 階多目的ホール（参加者：78 名）
- ・第 5 回 27 年 1 月 30 日（金）
テーマ 今後の地域福祉活動の方向

～今日の社会における地域福祉の重要性～

講師 桃山学院大学 松端克文 教授

会 場 市役所別館 3 階多目的ホール（参加者：74 名）

③ パブリックコメントの実施

本計画について、市民から広く意見をお聞きするため、平成27年2月12日（木）から2月28日（土）まで本市ホームページに掲載するとともに、本市の主要施設において閲覧できるようにし、意見の募集を行いました。

Ⅱ. 高石市の地域福祉の現状と課題

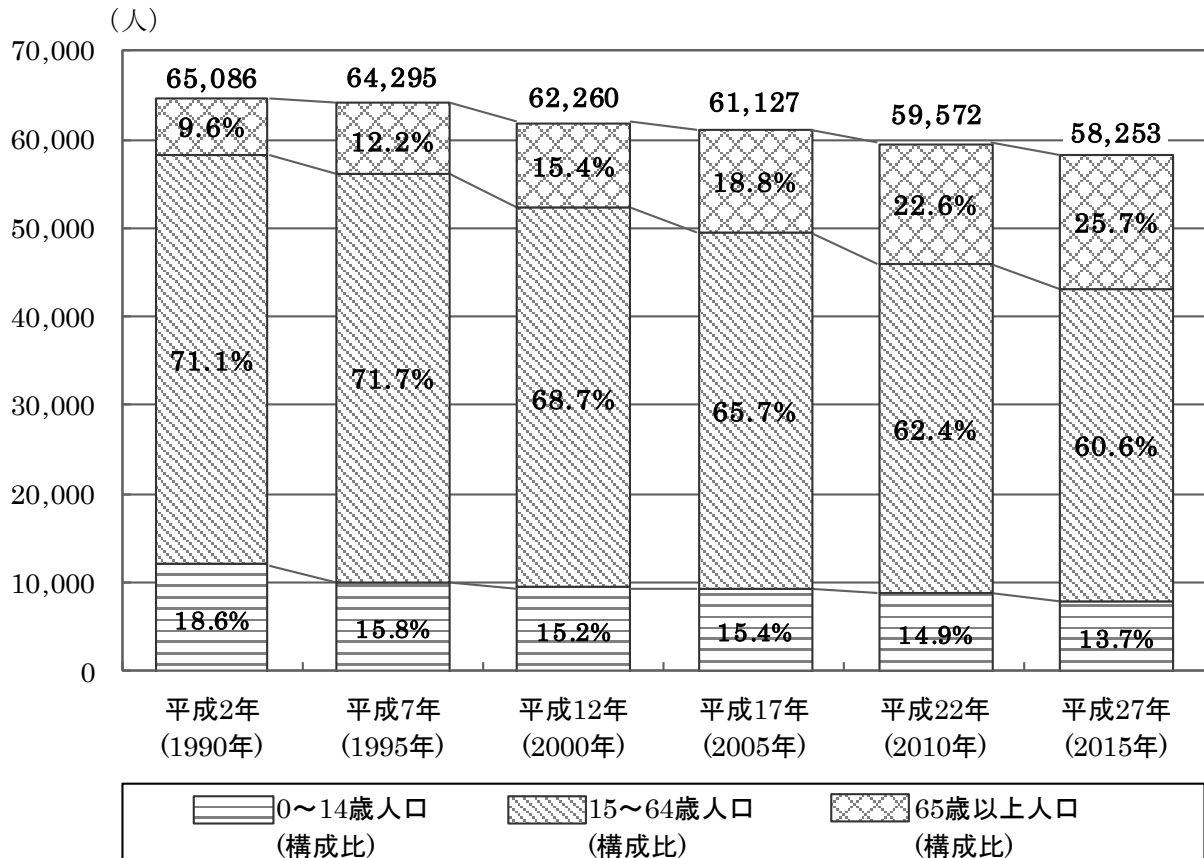
1 本市における地域の状況

1) 社会経済情勢の変化

① 人口の推移

本市人口は、平成 27 年 2 月 1 日現在の人口は 58,253 人となっています。

【本市の人口の推移】



資料：平成 22 年までは「国勢調査」(10 月 1 日現在)、27 年は住民基本台帳人口

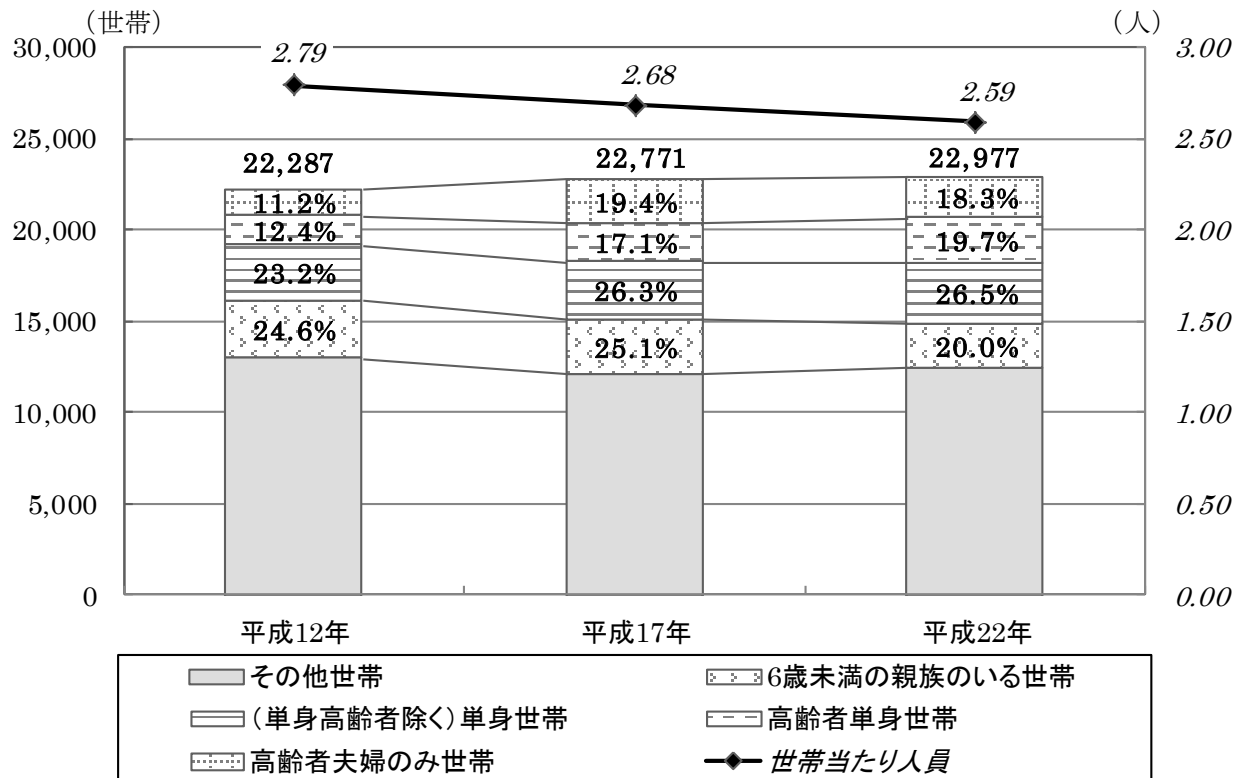
一方、年齢 3 区分別の人口構成比をみると、「0～14 歳」と「15～64 歳」はともに減少傾向にあり、総人口に占める割合も減ってきていますが、「65 歳以上」は増加傾向にあり、平成 37 年には 30%近くになるものと予測されています。

また、平成 27 年 2 月 1 日現在の世帯数は 24,830 世帯となっており、増加傾向にあります。人口が減少し、世帯数が増加していることから、世帯当たりの人員は減少傾向にあります。

世帯構成をみると、単身(ひとり暮らし)世帯が増えており、平成 22 年には 46.2%となっており、そのうち、65 歳以上の高齢者単身世帯は 19.7%となっています。また、高齢者夫婦のみの世帯は 18.3%であり、高齢者の単身世帯を合わせると 38.0%となっています。

一方、6 歳未満の子どもがいる世帯は、減少傾向にあります。

【世帯構成の推移】



資料：国勢調査

【本市の高齢化・少子化・世帯構成の状況】

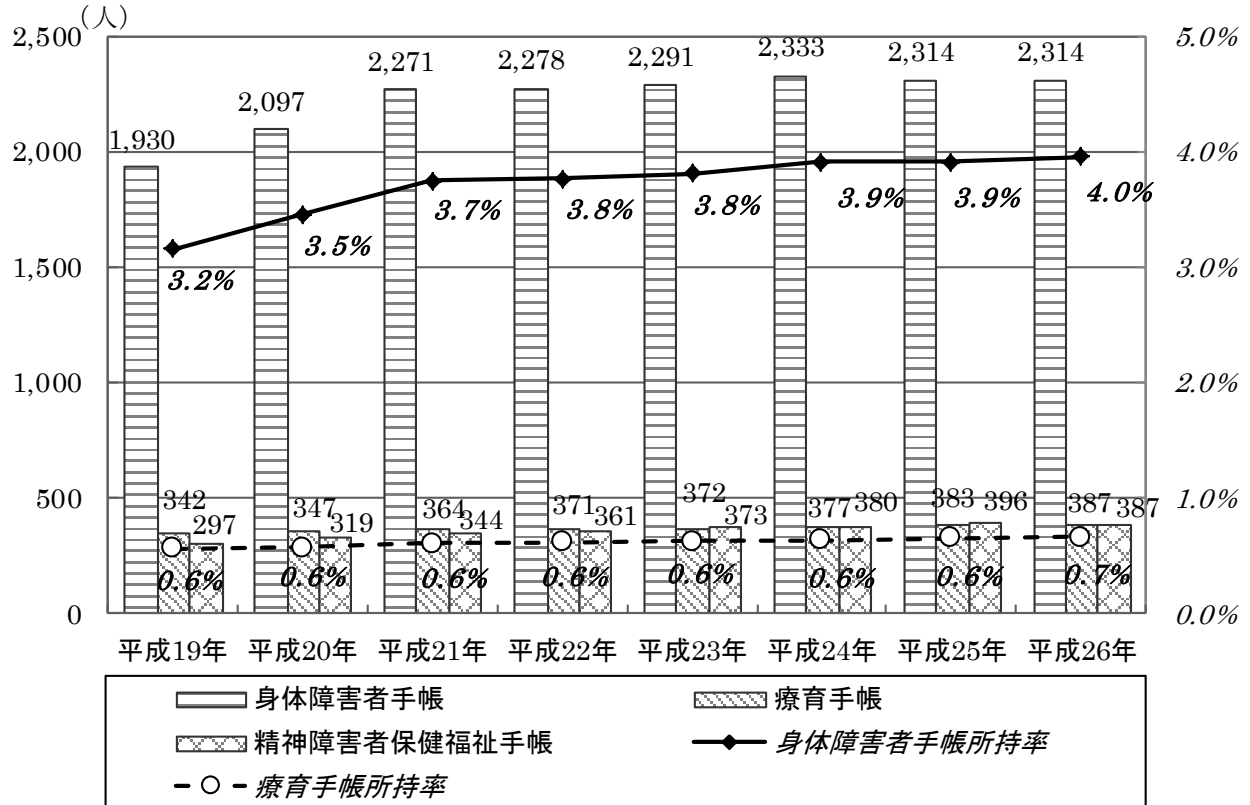
		平成 12 年	17 年	22 年	26 年
総人口		62,260 人	61,127 人	59,572 人	58,443 人
年齢 3 区分	0～14 歳	9,490 人 15.2%	9,444 人 15.4%	8,861 人 14.9%	8,076 人 13.8%
	15～64 歳	42,789 人 68.7%	40,153 人 65.7%	37,192 人 62.4%	35,491 人 60.7%
	65 歳以上	9,605 人 15.4%	11,507 人 16.2%	13,446 人 22.6%	14,866 人 25.4%
一般世帯		22,287 世帯	22,711 世帯	22,977 世帯	24,854 世帯
一世帯あたり人員		2.79 人	2.69 人	2.59 人	2.35 人
高齢者ひとり暮らし世帯数		1,608 世帯 7.2%	2,077 世帯 9.1%	2,454 世帯 10.7%	— —
高齢者夫婦のみ世帯		1,454 世帯 6.5%	1,850 世帯 8.1%	2,277 世帯 9.9%	— —
6 歳未満の親族のいる世帯		3,197 世帯 14.3%	3,041 世帯 13.4%	2,494 世帯 10.9%	— —

※資料：平成 12 年・17 年・22 年は「国勢調査」、26 年は「住民基本台帳」（9 月末日）

② 支援などを必要とする人の状況

支援を必要とする人として、障がい者の状況をみると、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の所持者はともに横ばい傾向にあります。

【障害者手帳所持者の推移】

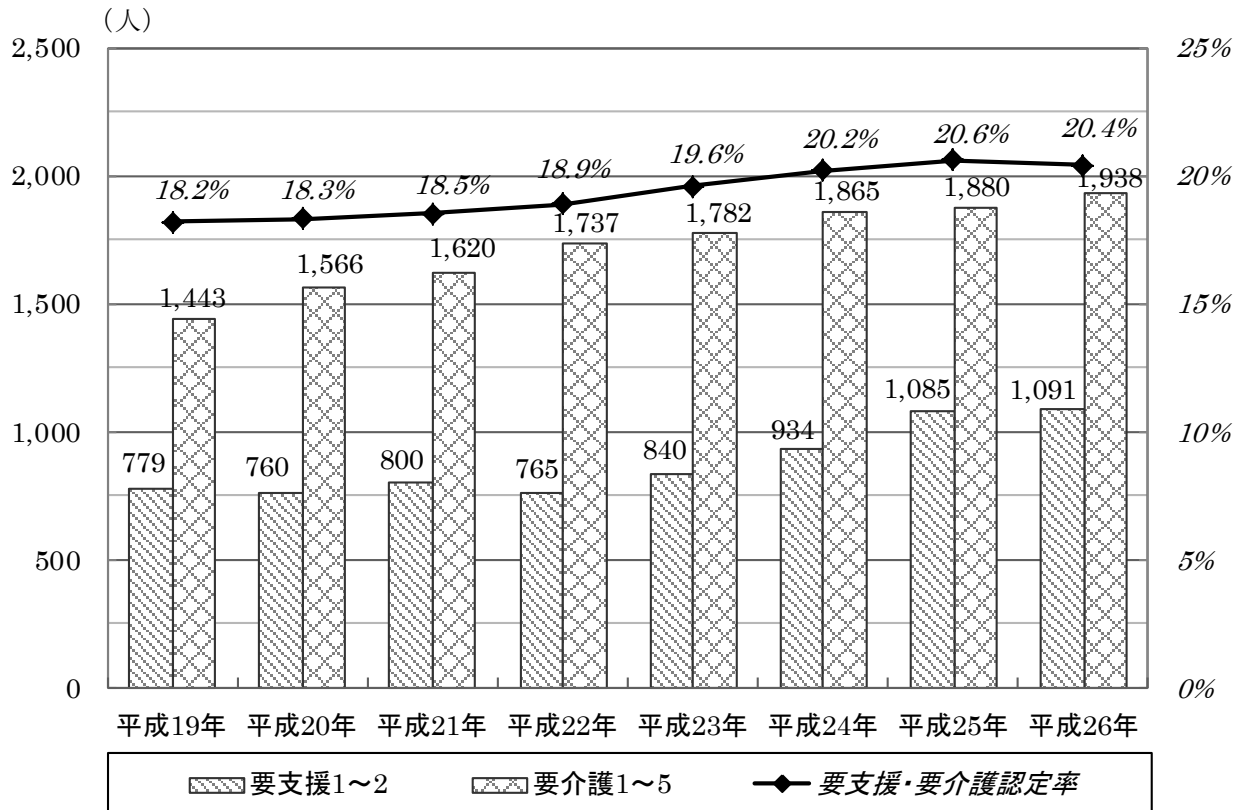


資料：高齢介護・障害福祉課（平成19年～25年は9月末日、26年は6月末日）

Ⅱ. 高石市の地域福祉の現状と課題

要支援や要介護の認定高齢者は、高齢者数の増加に伴い増加傾向にあります。なお、平成26年は高齢者人口に対する要支援・要介護認定率はわずかながら低下しています。

【要支援・要介護認定高齢者の推移】



資料：高齢介護・障害福祉課（各年9月末日）

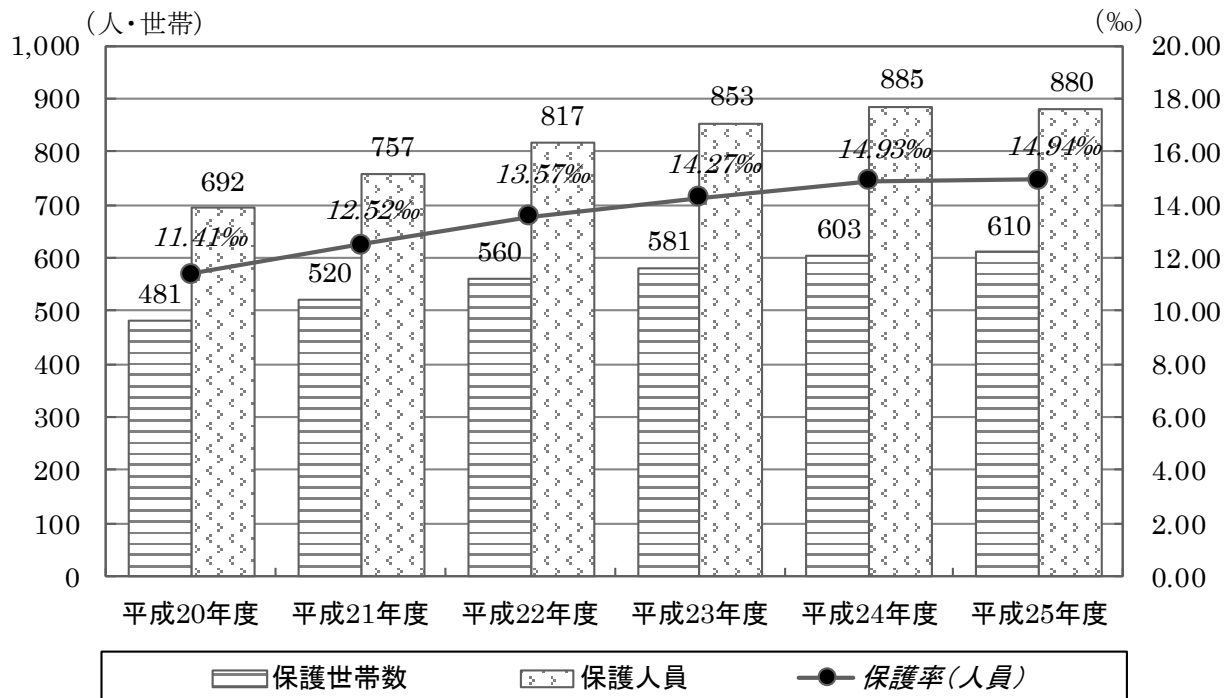
③ 経済的に困窮している世帯の状況

経済状況の影響を受け、生活保護を受給する世帯数や人数が増加傾向にあります。

また、一時的に経済的に困っている人などに対し、高石市社会福祉協議会では、「大阪府生活福祉資金」や「大阪府生活福祉資金離職者支援資金」などの貸し付けを行っています。

なお、平成 27 年度から生活保護に至らないものの社会的・経済的に困難な課題を抱えている世帯などを対象に「生活困窮者自立支援制度」が始まりました。

【生活保護の状況】



資料：社会福祉課（各年度平均値）

注）「‰」は、人口千人当たりの割合

【生活保護の状況】

	被保護 世帯数	被保護者数	
			保護率※
20 年度	481 世帯	692 人	11.41‰
21 年度	520 世帯	757 人	12.52‰
22 年度	560 世帯	817 人	13.57‰
23 年度	581 世帯	853 人	14.27‰
24 年度	603 世帯	885 人	14.93‰
25 年度	610 世帯	880 人	14.94‰

資料：社会福祉課（各年度平均値）

④ 労働力人口・事業所等の状況

年齢階級別の労働力人口をみると、「65 歳以上」は、家事や通学、その他などの「非労働力人口」が増え、就業者数も増加しています。

また、完全失業者は、多くの年代で増加傾向にあります。

【年齢階級別労働力人口・非労働力人口の推移】

(単位：人)

年齢 (5 歳階級)	総数	労働力人口				非労働力人口				
		総数	就業者	完全失業者数	総数	家事	通学	その他		
			総数						主に仕事	
平成 17 年	総数	51,660	28,889	26,815	21,972	2,074	21,588	10,270	3,068	8,250
		100.0%	60.2%	55.7%	47.6%	4.5%	38.2%	20.2%	7.6%	10.4%
	15～29	9,970	5,697	5,071	4,271	626	3,975	815	3,020	140
	30～39	9,996	7,305	6,814	5,917	491	2,398	2,256	32	110
	40～49	7,046	5,493	5,251	4,155	242	1,407	1,271	7	129
	50～59	8,860	6,444	6,058	4,911	386	2,237	1,877	5	355
	60～64	4,281	2,106	1,918	1,521	188	2,124	1,242	0	882
	65 歳～	11,507	1,844	1,703	1,197	141	9,447	2,809	4	6,634
平成 22 年	総数	50,638	27,453	25,233	20,785	2,220	21,114	9,874	3,021	8,219
		100.0%	60.7%	55.7%	45.9%	5.0%	37.9%	17.9%	6.7%	13.3%
	15～29	8,839	4,801	4,280	3,589	521	3,607	558	2,976	73
	30～39	8,575	6,353	5,861	5,160	492	1,725	1,616	24	85
	40～49	8,065	6,245	5,858	4,787	387	1,426	1,314	9	103
	50～59	6,958	5,107	4,791	3,885	316	1,605	1,365	3	237
	60～64	4,755	2,647	2,370	1,894	277	1,975	1,292	1	682
	65 歳～	13,446	2,300	2,073	1,470	227	10,776	3,729	8	7,039

資料：国勢調査（総数には不詳を含む）

Ⅱ. 高石市の地域福祉の現状と課題

本市の民営の事業所数は、平成 24 年 10 月現在 2,204 事業所、従業者数は 19,273 人となっており、事業所数・従業者数ともに減少傾向にあります。

産業大分類別では、製造業などの第 2 次産業の割合が減少し、卸売・小売業や医療・福祉などの第 3 次産業の割合が増えています。

【産業大分類別事業所数、従業者数の推移】

	平成 16 年 10 月		18 年 10 月		21 年 10 月		24 年 10 月	
	事業所	従業者 (人)	事業所	従業者 (人)	事業所	従業者 (人)	事業所	従業者 (人)
全産業	2,289	20,142	2,282	20,889	2,454	22,400	2,204	19,273
	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
農業	—	—	—	—	1	2	2	3
第 2 次産業	382	6,362	351	6,399	377	6,621	342	5,448
	16.7%	31.6%	15.4%	30.6%	13.4%	29.6%	13.6%	28.3%
鉱業等	—	—	—	—	—	—	—	—
建設業	207	1,936	197	1,675	210	1,759	197	1,343
製造業	175	4,426	154	4,724	167	4,862	145	4,105
第 3 次産業	1,907	13,780	1,931	14,490	2,076	15,777	1,860	13,822
	83.3%	68.4%	84.6%	69.4%	84.6%	70.4%	84.4%	71.7%
電気・ガス・熱供給・水道業	1	146	6	209	5	229	3	205
情報通信業	11	82	11	40	23	62	18	42
運輸業・郵便業	72	1,960	74	1,687	88	1,856	84	1,411
卸売・小売業	632	3,602	605	3,396	602	3,556	515	2,962
金融・保険業	27	337	24	304	25	325	24	277
不動産・物品賃貸業	125	368	133	313	198	599	195	673
学術研究・専門・技術サービス業					59	314	53	301
宿泊業・飲食サービス業	348	1,750	312	1,616	326	1,946	294	2,135
生活関連サービス業・娯楽業					227	818	212	703
教育・学習支援業	117	784	135	1,273	143	1,455	107	707
医療・福祉	155	2,210	192	2,684	224	3,282	214	2,890
複合サービス事業	2	18	9	242	10	109	9	81
サービス業※	417	2,523	430	2,726	146	1,226	132	1,435

資料：平成 16・18 年は事業所・企業統計調査、平成 21・24 年は経済センサス基礎調査

※サービス業：他に分類されないもの

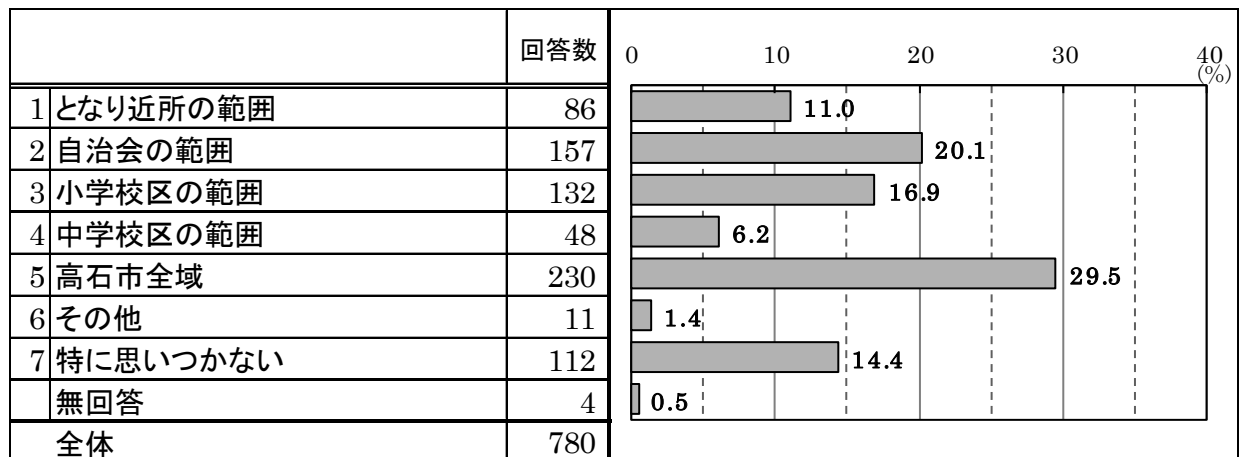
2 市民アンケートや地域懇談会などから明らかになった課題

1) 市民アンケートの結果

① 「自分のまち」と感じる範囲

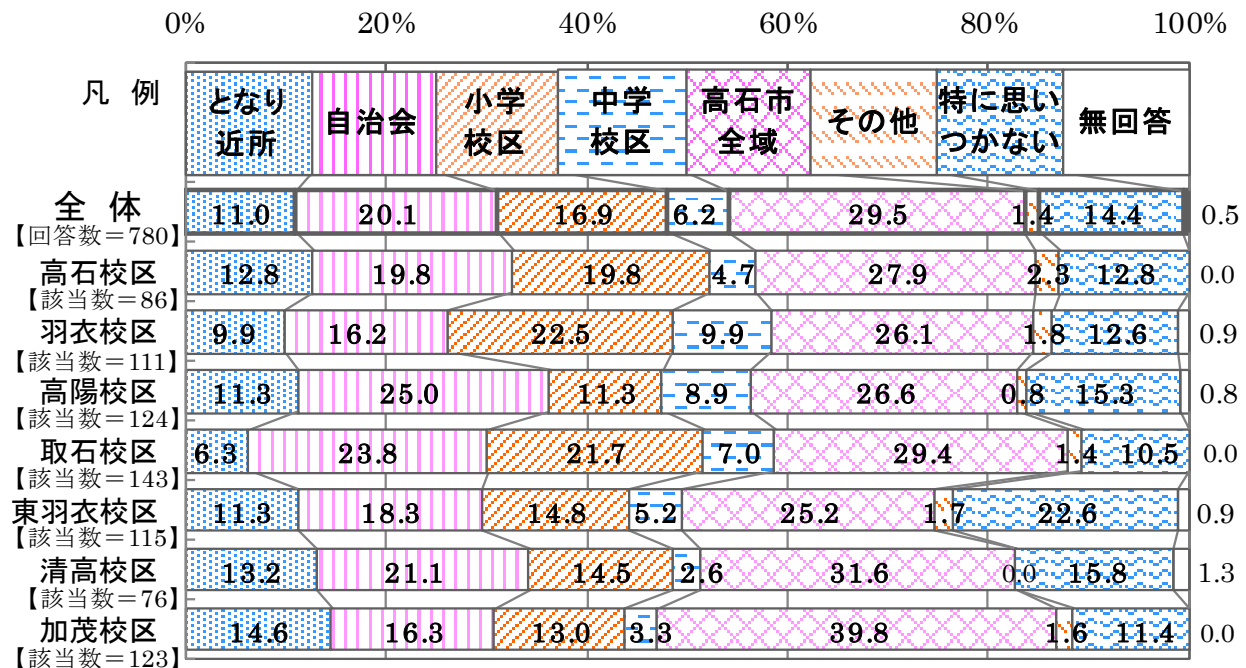
“自分のまち”と感じる範囲は、29.5%の人が「高石市全域」と回答されており、20.1%の人が「自治会の範囲」、16.9%の人が「小学校区の範囲」となっています。

【「自分のまち」と感じる範囲】



小学校区別にみると、“加茂校区”では39.8%の人が「高石市全域」と回答されており、“高陽校区”では25.0%の人が「自治会の範囲」、「羽衣校区」では22.5%の人が「小学校区の範囲」となっています。

【小学校区別 「自分のまち」と感じる範囲】

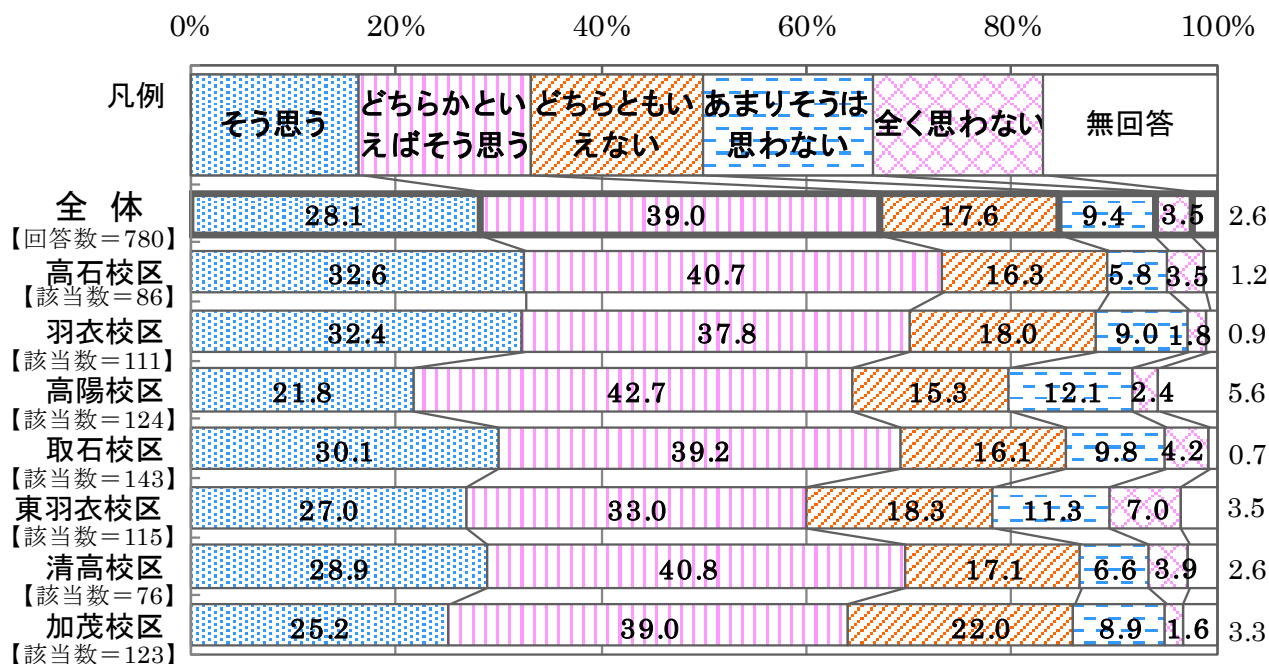


② 地域や周辺環境の評価

地域や周辺環境の評価として、『住んでいる地域に愛着を感じている』は、67.1%の人が「そう思う」と「どちらかといえばそう思う」と回答されています。

小学校区別では、「そう思う」と「どちらかといえばそう思う」は、“高石校区”が73.3%となっています。

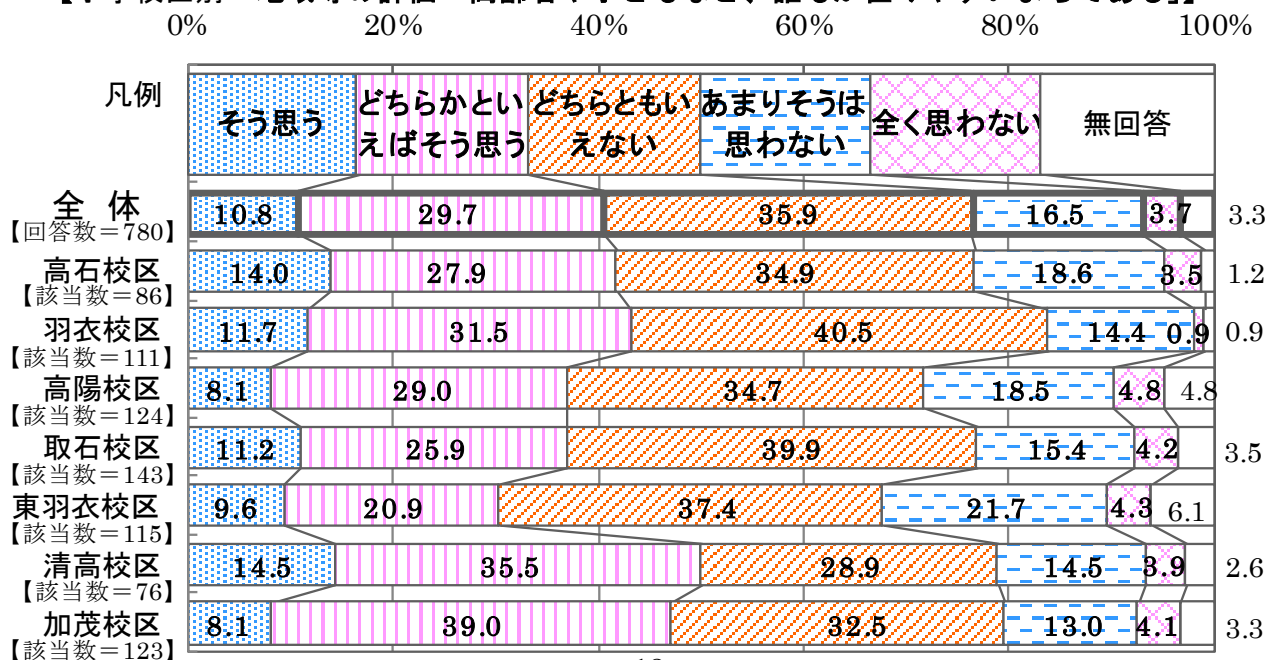
【小学校区別 地域等の評価「住んでいる地域に愛着を感じている」】



『高齢者や子どもなど、誰もが住みやすいまちである』は、40.5%の人が「そう思う」と「どちらかといえばそう思う」と回答されています。

小学校区別では、「そう思う」と「どちらかといえばそう思う」は、“清高校区”が50.0%となっています。

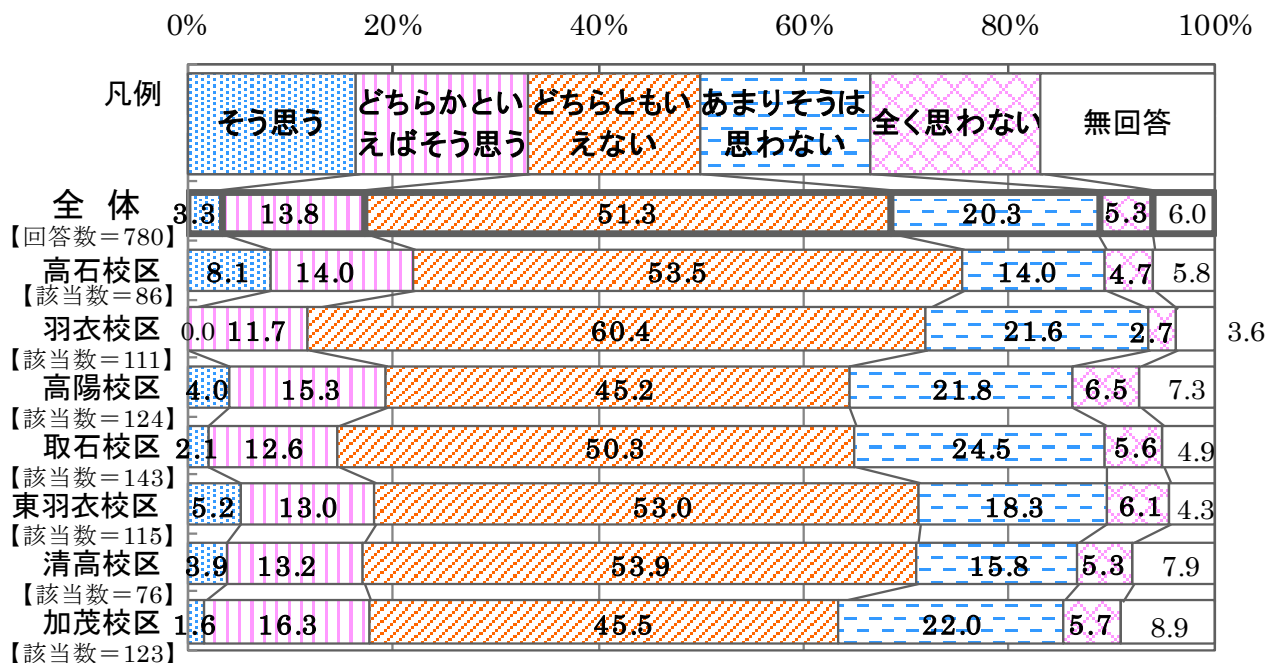
【小学校区別 地域等の評価「高齢者や子どもなど、誰もが住みやすいまちである」】



『地域活動やボランティア活動が活発である』は、17.1%の人が「そう思う」と「どちらかといえばそう思う」と回答されています。

小学校区別では、「そう思う」と「どちらかといえばそう思う」は、“高石校区”が22.1%となっています。

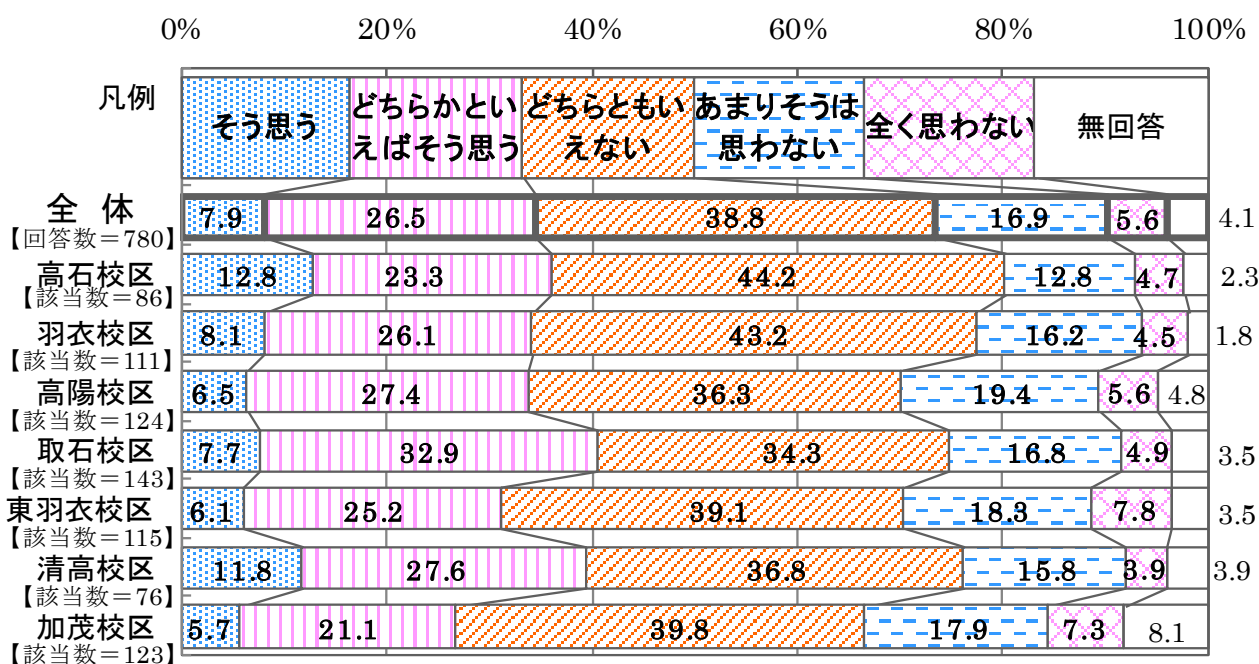
【小学校区別 地域等の評価「地域活動やボランティア活動が活発である」】



『近所づきあいや助けあい活動など近隣関係が良好である』は、34.4%の人が「そう思う」と「どちらかといえばそう思う」と回答されています。

小学校区別では、「そう思う」と「どちらかといえばそう思う」は、“取石校区”が40.6%となっています。

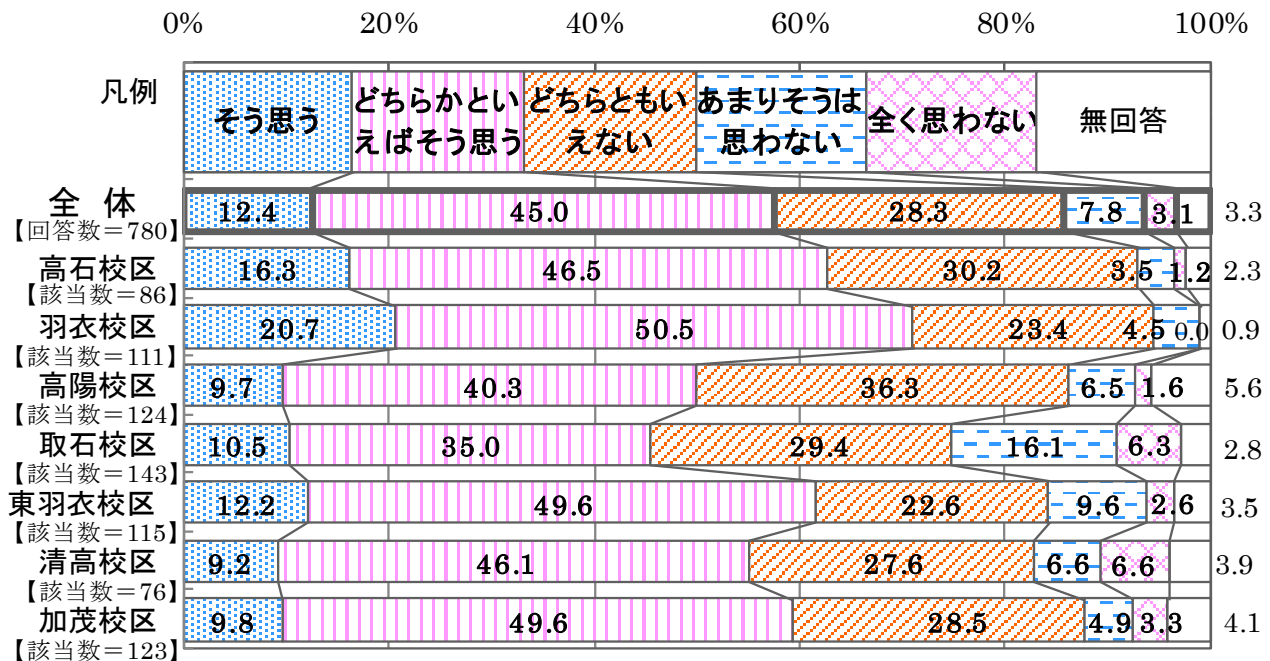
【小学校区別 地域等の評価「近所づきあいや助けあい活動など近隣関係が良好である」】



『治安が良く安心して住めるまちである』は、57.4%の人が「そう思う」と「どちらかといえばそう思う」と回答されています。

小学校区別では、「そう思う」と「どちらかといえばそう思う」は、“羽衣校区”が71.2%となっています。

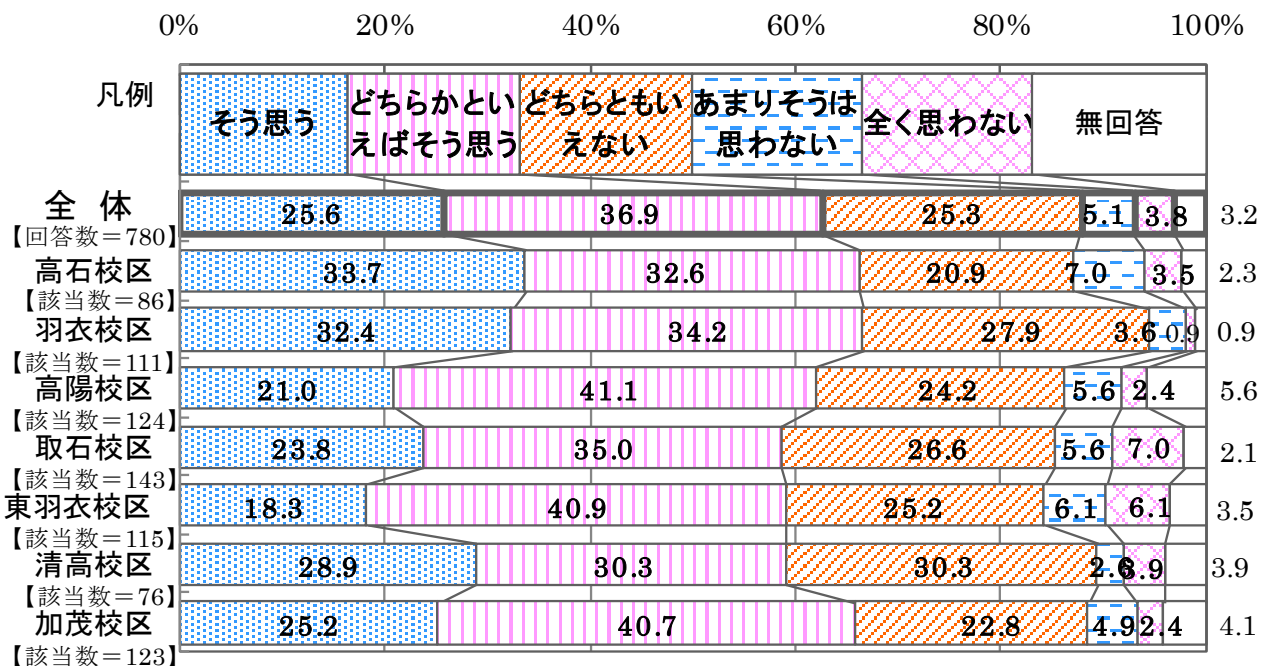
【小学校区別 地域や周辺の評価「治安が良く安心して住めるまちである」】



『今後も長く住み続けたい』は、62.5%の人が「そう思う」と「どちらかといえ... ばそう思う」と回答されています。

小学校区別では、「そう思う」と「どちらかといえ... ばそう思う」は、“羽衣校区”が66.6%となっています。

【小学校区別 地域や周辺の評価「今後も長く住み続けたい」】

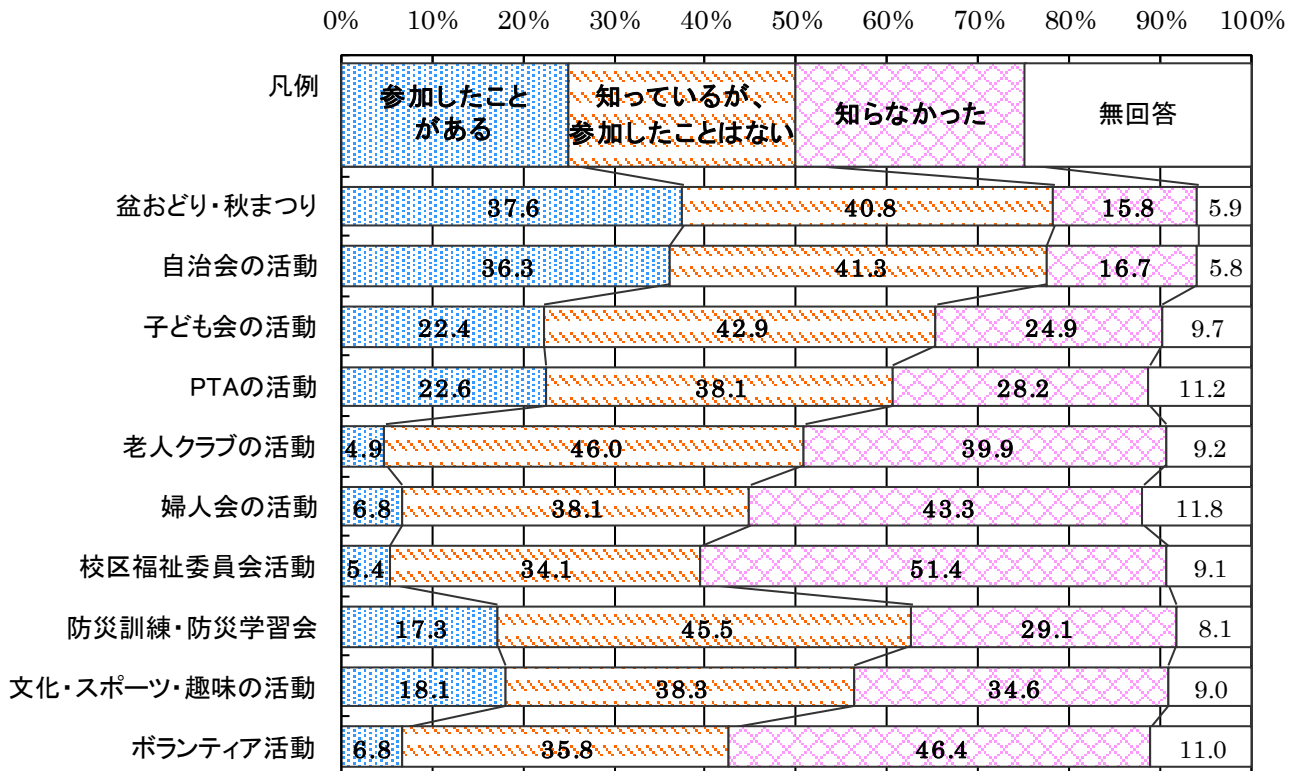


③ 地域の行事や活動などの参加・認知状況

地域の行事や活動などで「参加したことがある」のは、37.6%が『盆おどり・秋まつり』と最も多く、次いで36.3%が『自治会の活動』、22.6%が『PTAの活動』となっています。

また、「参加したことがある」と「知っているが、参加したことはない」を合わせた地域の行事や活動などの“認知度”は、78.4%が『盆おどり・秋まつり』と最も多く、次いで77.6%が『自治会の活動』となっています。

【地域の行事や活動などの参加・認知状況】

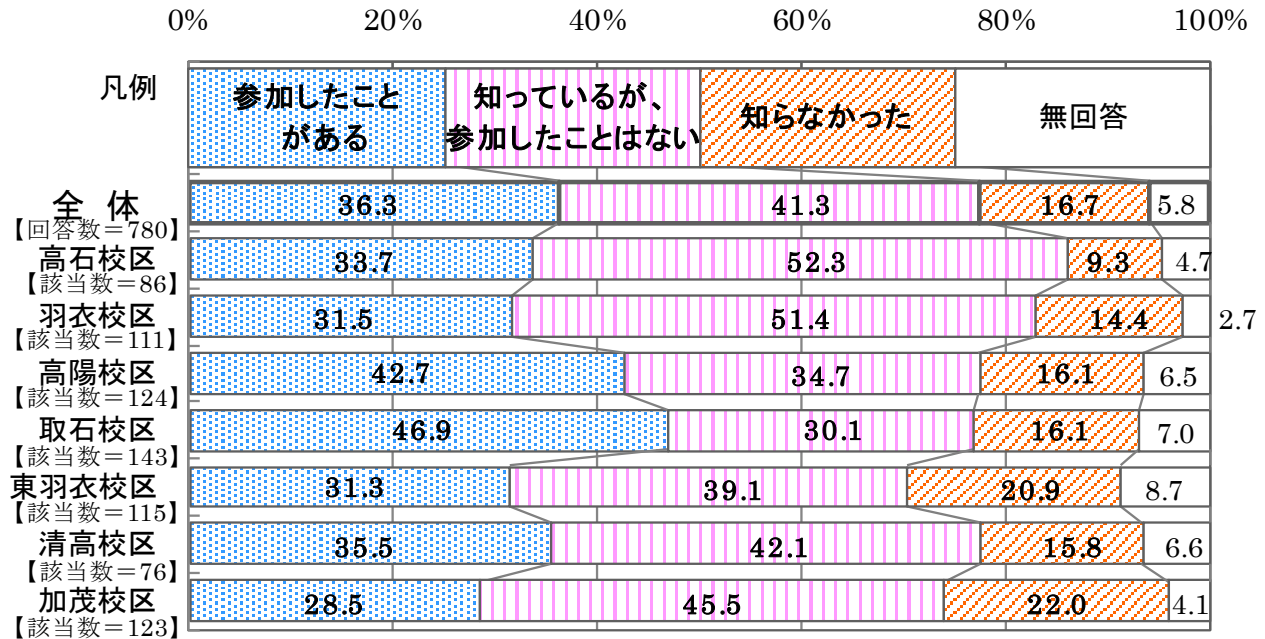


Ⅱ. 高石市の地域福祉の現状と課題

『自治会の活動』は、36.3%が「参加したことがある」と回答されており、小学校区別では“取石校区”が46.9%となっています。

「参加したことがある」と「知っているが、参加したことはない」を合わせた“認知度”は77.6%となっており、小学校区別では“高石校区”が86.0%と最も多くなっています。

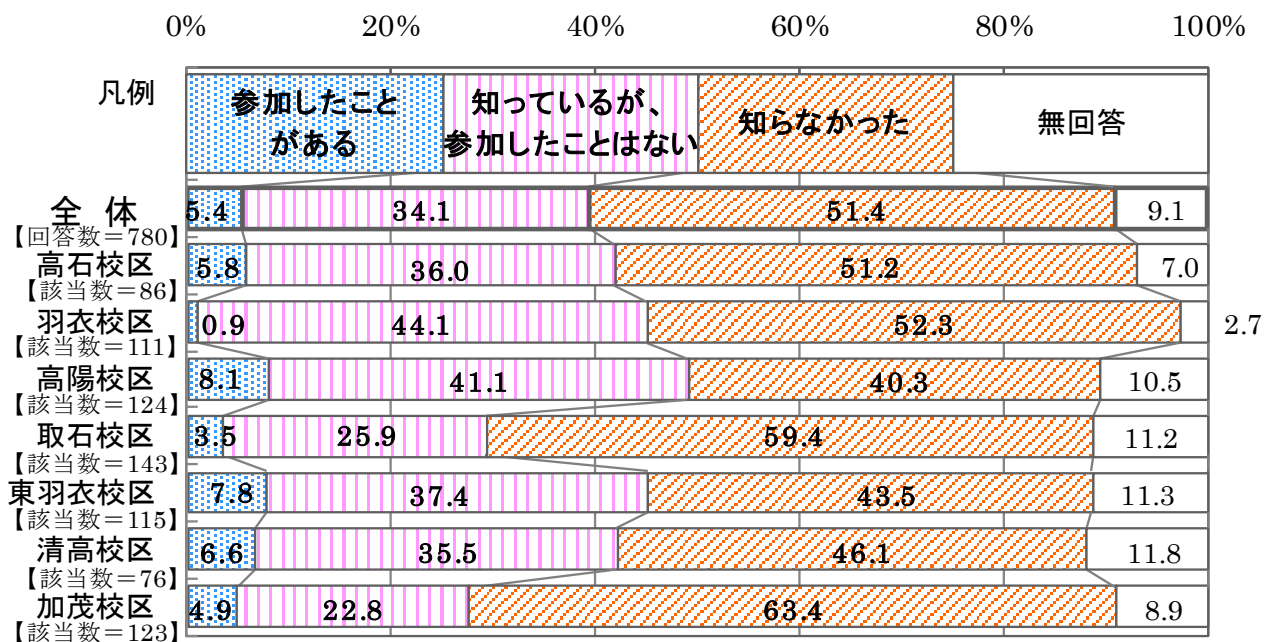
【小学校区別 地域の行事や活動などの参加・認知状況「自治会の活動」】



『校区福祉委員会活動』は、5.4%が「参加したことがある」と回答されており、小学校区別では“高陽校区”が8.1%となっています。

“認知度”は39.5%となっており、小学校区別では“高陽校区”が49.2%と最も多くなっています。

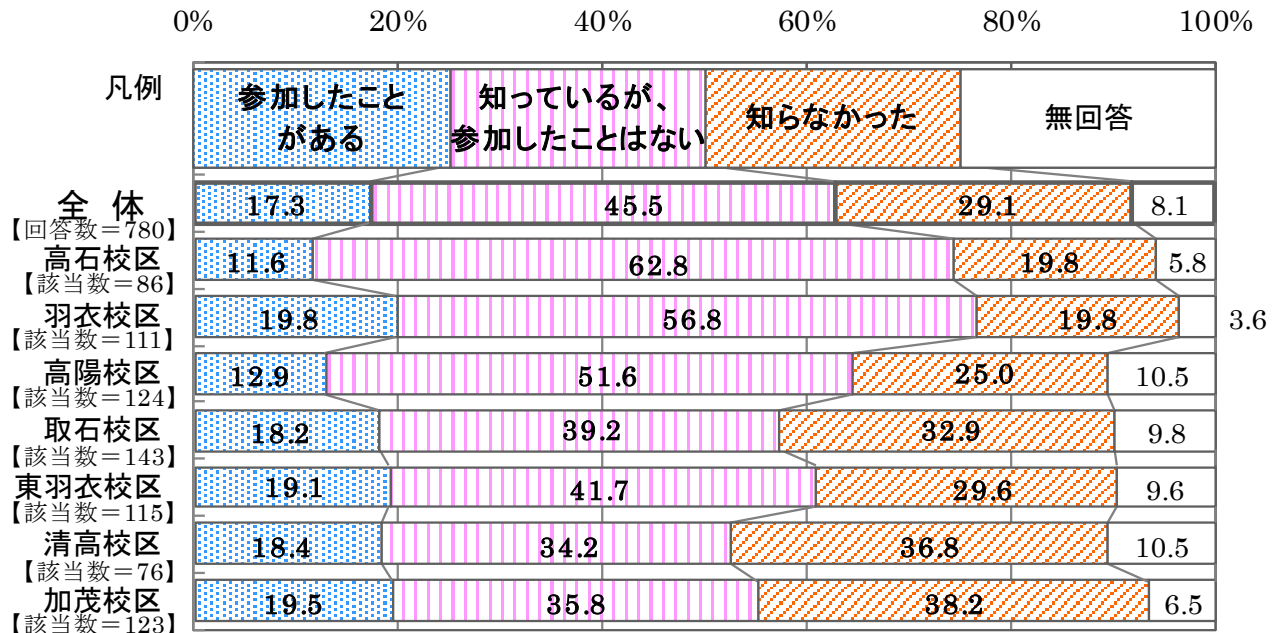
【小学校区別 地域の行事や活動などの参加・認知状況「校区福祉委員会活動」】



『防災訓練・防災学習会』は、17.3%が「参加したことがある」と回答されており、小学校区別では“羽衣校区”が19.8%となっています。

“認知度”は62.8%となっており、小学校区別では“羽衣校区”が76.6%と最も多くなっています。

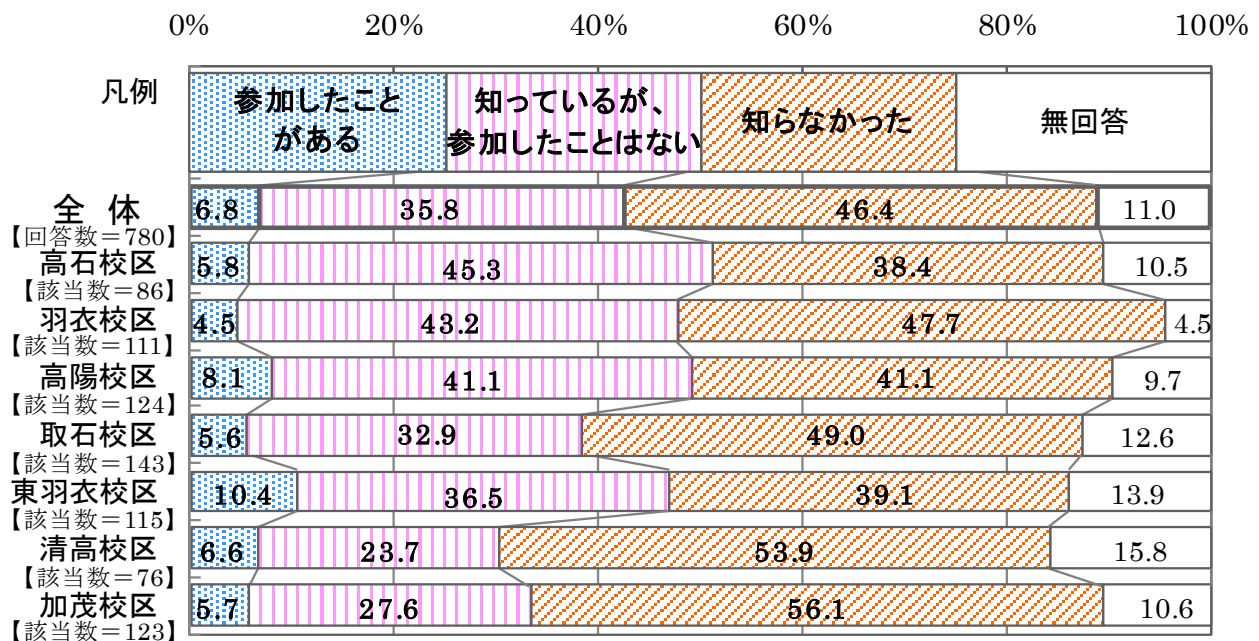
【小学校区別 地域の行事や活動などの参加・認知状況「防災訓練・防災学習会」】



『ボランティア活動』は、6.8%が「参加したことがある」と回答されており、小学校区別では“東羽衣校区”が10.4%となっています。

“認知度”は42.6%となっており、小学校区別では“高石校区”が51.1%と最も多くなっています。

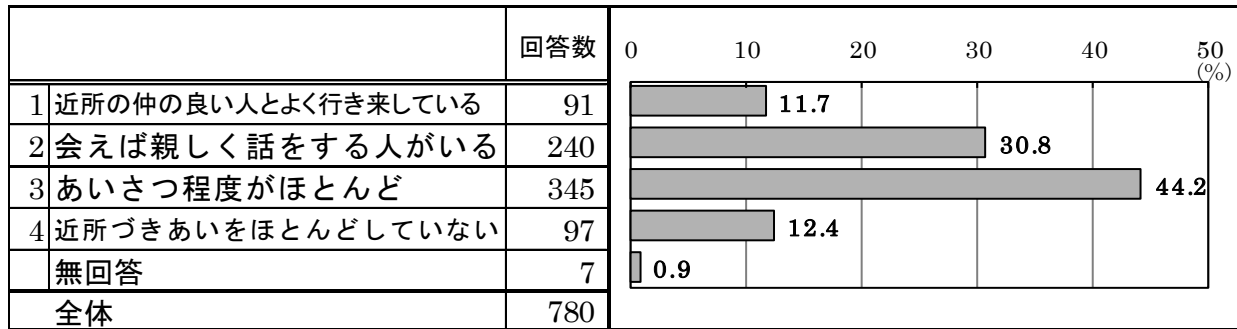
【小学校区別 地域の行事や活動などの参加・認知状況「ボランティア活動」】



④ ご近所の関係

ご近所との関係は、44.2%が「あいさつ程度がほとんど」と答えており、30.8%が「会えば親しく話をする人がいる」、12.4%が「近所づきあいをほとんどしていない」、11.7%が「近所の仲の良い人とよく行き来している」と回答されています。

【ご近所の関係】



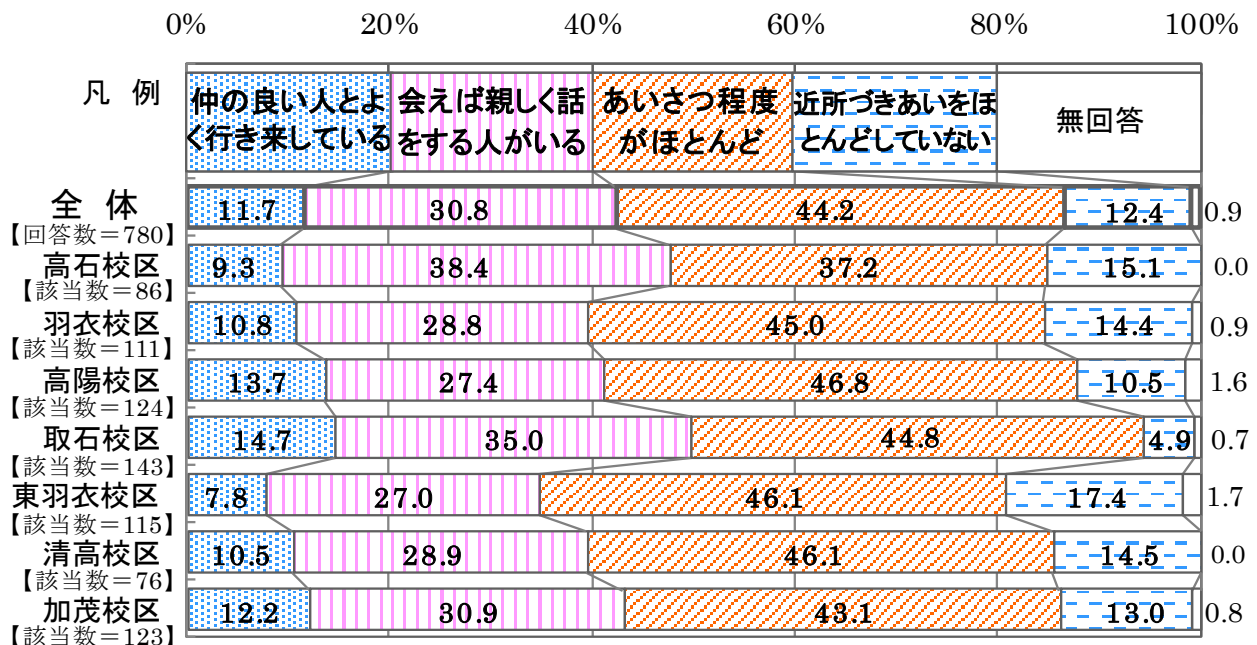
小学校区別にみると、「あいさつ程度がほとんど」は“高陽校区”が46.8%であり、“東羽衣校区”と“清高校区”が46.1%となっています。

「会えば親しく話をする人がいる」は“高石校区”が38.4%となっています。

「近所づきあいをほとんどしていない」は“東羽衣校区”が17.4%となっています。

「近所の仲の良い人とよく行き来している」は、“取石校区”が14.7%となっています。

【ご近所の関係】

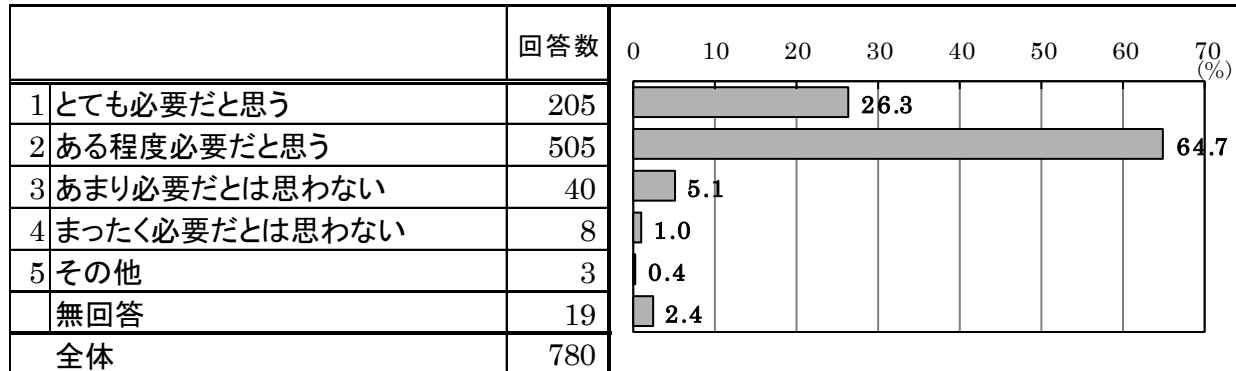


⑤ 住民相互の自主的な支えあいや助けあいなどの必要性

住民相互の自主的な支えあいや助け合いについては、64.7%が「ある程度必要だと思う」と回答されています。

「ある程度必要だと思う」と「とても必要だと思う」を合わせた“必要である”は91.0%となっています。

【住民相互の自主的な支えあいや助けあいなどの必要性】



⑥ 今後、ご近所に手助けしてほしいこと

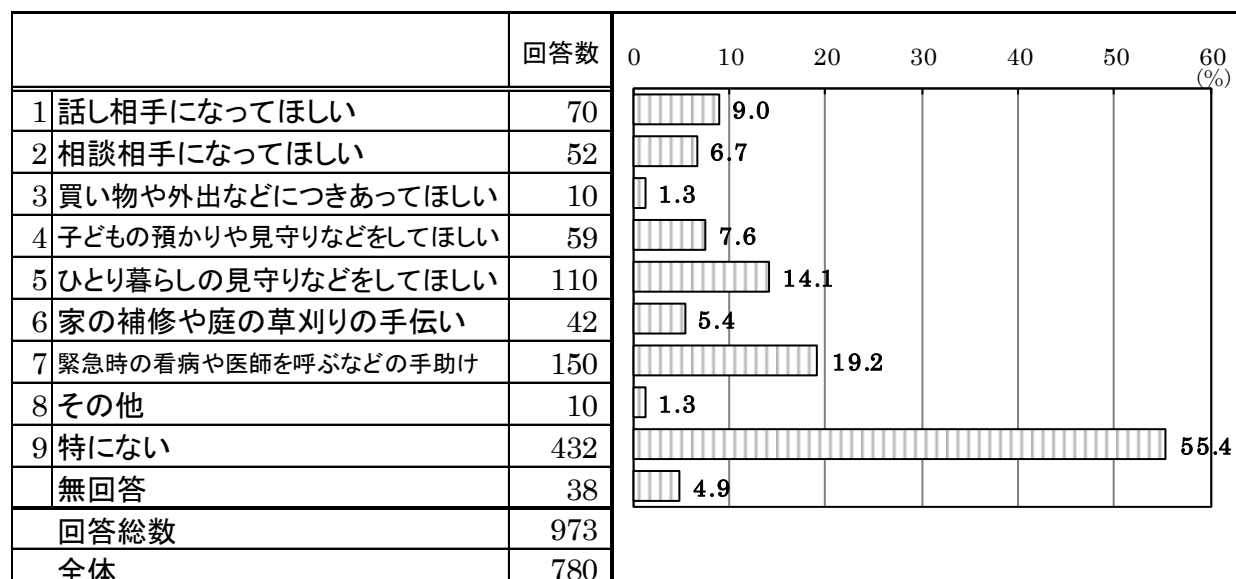
ご近所づきあいの中で、今後、手助けしてほしいこと（複数回答）は、55.4%が「特になし」と答えており、19.2%が「緊急時の看病や医師を呼ぶなどの手助け」と回答されています。

小学校区別では、各小学校区ともに「特になし」が半数を超えています。

「緊急時の看病や医師を呼ぶなどの手助け」は、“東羽衣校区”が23.5%と最も多く、次いで“清高校区”が21.1%、“羽衣校区”が20.7%、“加茂校区”が20.3%となっています。

「ひとり暮らしの見守りなどをしてほしい」は、“高陽校区”が18.5%となっています。

【今後、ご近所に手助けしてほしいこと】



⑦ 日頃の生活で不安に感じていること

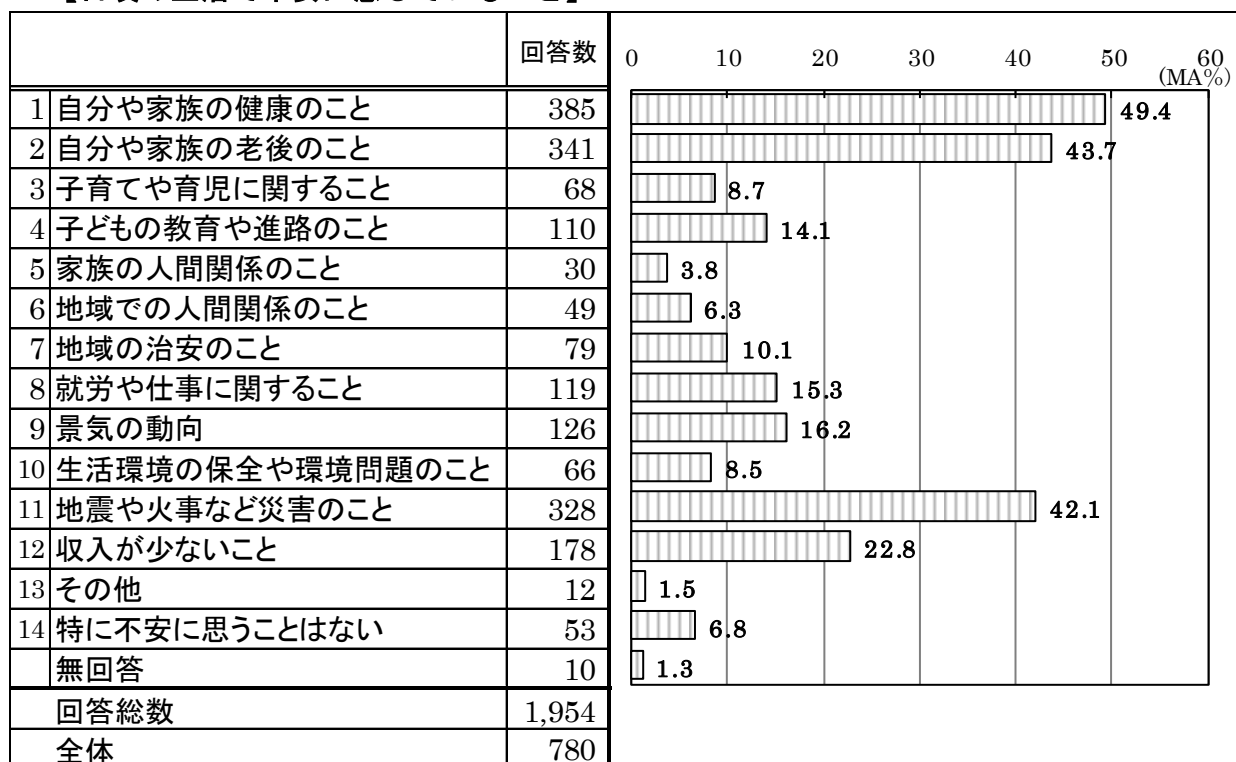
日頃の生活で不安を感じていること（複数回答）は、49.4%が「自分や家族の健康のこと」と最も多く、次いで 43.7%が「自分や家族の老後のこと」、42.1%が「地震や火事など災害のこと」と答えています。

小学校区別では、「自分や家族の健康のこと」は、“東羽衣校区”が 56.5%と最も多く、“取石校区”が 54.5%、“高石校区”が 50.0%と半数を超えています。

「自分や家族の老後のこと」は、“清高校区”と“東羽衣校区”が 48.7%と最も多くなっています。

「地震や火事など災害のこと」は、“高石校区”が 50.0%が最も多く、次いで“羽衣校区”が 49.5%となっています。

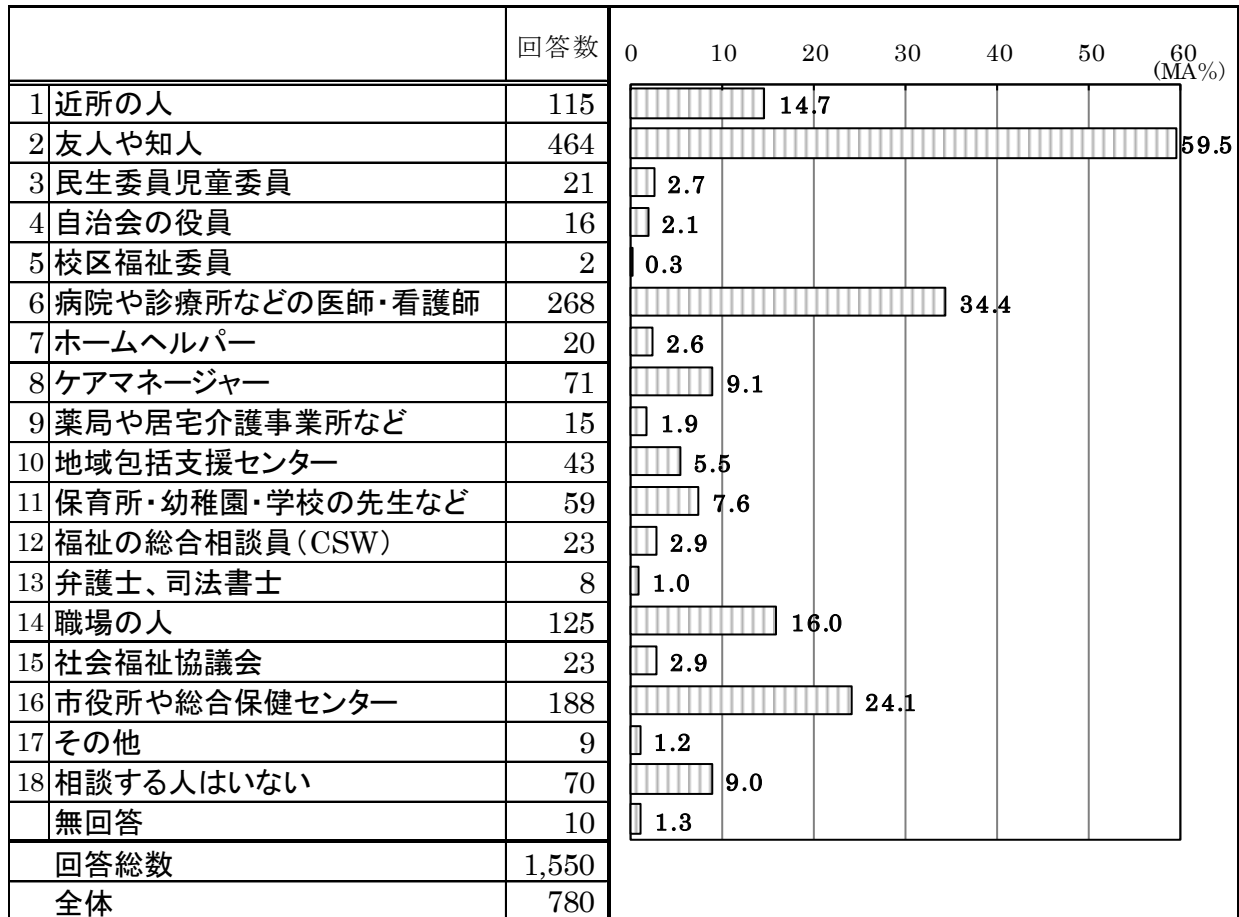
【日頃の生活で不安に感じていること】



⑧ 困った場合の相談相手

“子育て”や“介護”“健康”などに関して家族以外の相談相手（複数回答）は、59.5%が「友人や知人」と最も多く、次いで34.4%が「病院や診療所などの医師・看護師」、24.1%が「市役所や総合保健センター」となっています。

【困った場合の相談相手】



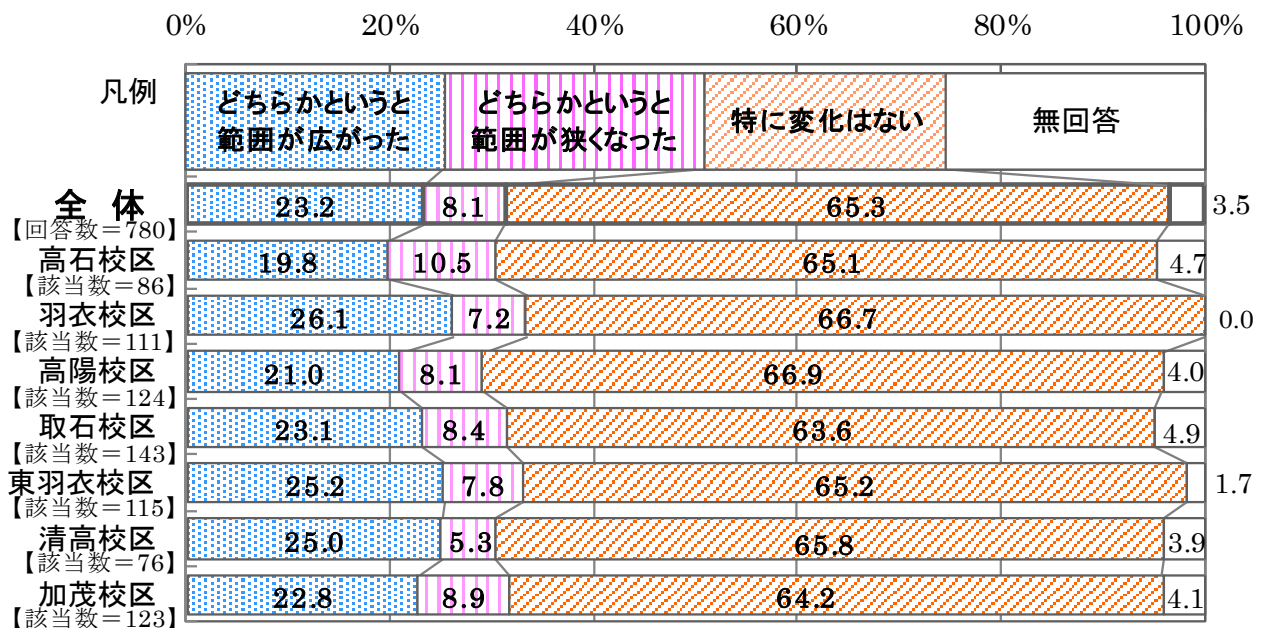
⑨ 相談の相手先の変化

5年前と比べた相談の相手先は、65.3%が「特に変化はない」と最も多く、23.2%が「どちらかという範囲が広がった」となっています。

小学校区別にみると、「どちらかという範囲が広がった」は、“羽衣校区”が26.1%と最も多く、次いで“東羽衣校区”が25.2%、“清高校区”が25.0%となっています。

また、「どちらかという範囲が狭くなった」は、“高石校区”が10.5%となっています。

【小学校区別 相談の相手先の変化】



⑩ 高石市社会福祉協議会の認知度

高石市社会福祉協議会については、43.1%が「聞いたことがあるが、活動内容は知らない」と最も多く、15.9%が「名前も活動内容も知っている」となっています。

「名前も活動内容も知っている」と「聞いたことがあるが、活動内容は知らない」を合わせた“認知度”は、59.0%となっています。

【高石市社協福祉協議会（市社協）の認知度】

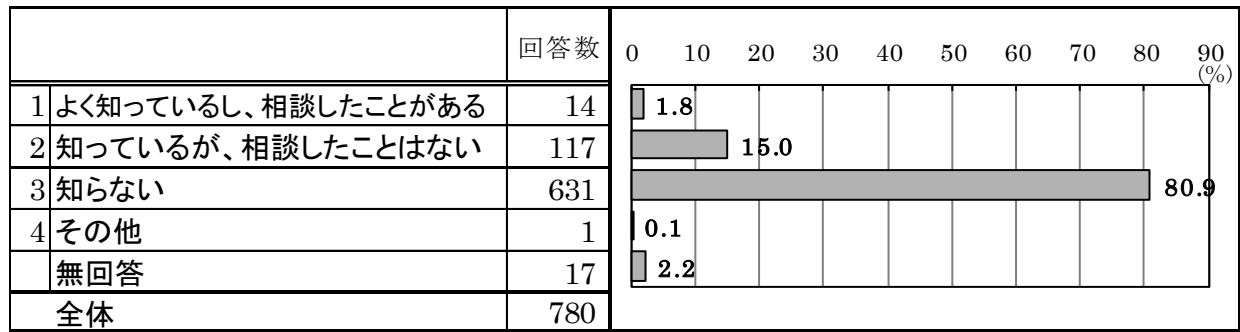


⑪ コミュニティソーシャルワーカー（CSW）の認知度

福祉の総合相談員であるコミュニティソーシャルワーカー（CSW）については、80.9%が「知らない」と最も多く、15.0%が「知っているが、相談したことはない」と回答されています。

「よく知っているし、相談したことがある」と「知っているが、相談したことはない」を合わせた“認知度”は、16.8%となっています。

【コミュニティソーシャルワーカー（CSW）の認知度】



⑫ 本市が取り組むべき福祉の取り組み

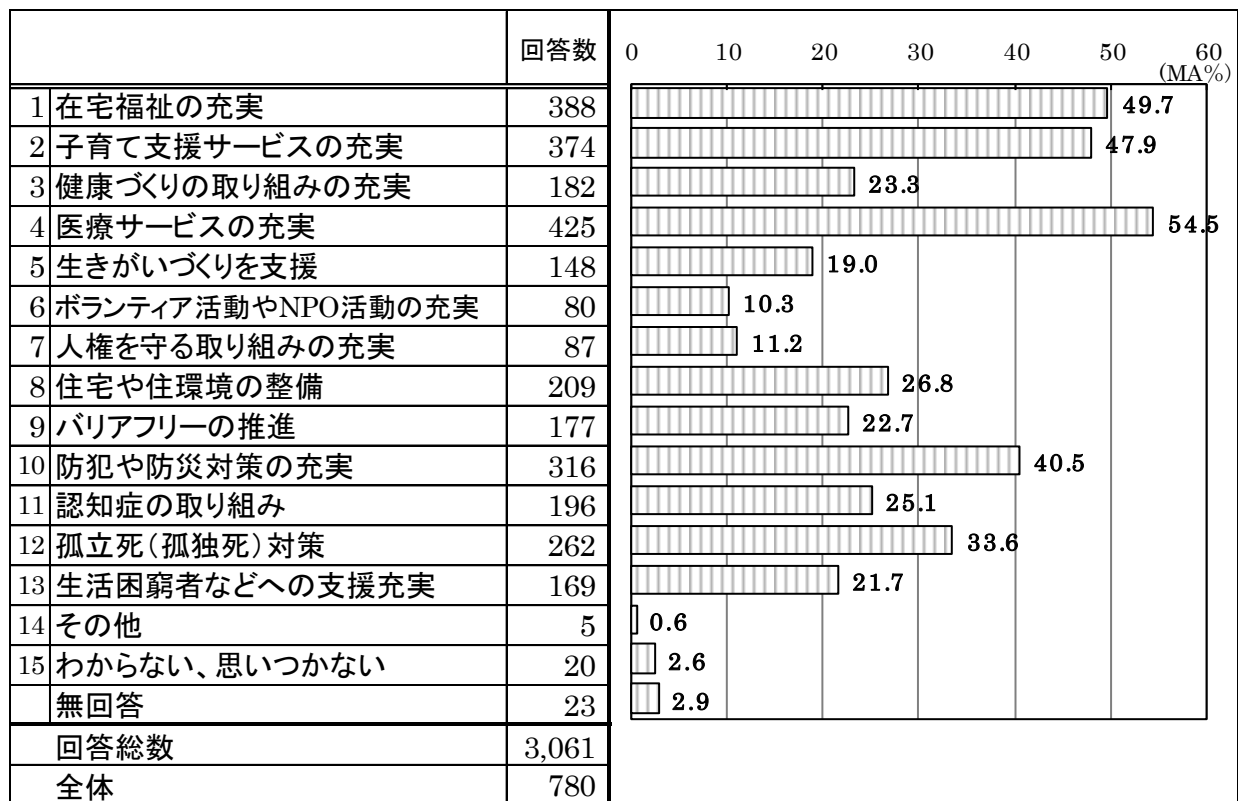
今後、本市の福祉において特に取り組むべきもの（複数回答）は、54.5%が「医療サービスの充実」と最も多く、次いで 49.7%が「在宅福祉の充実」、47.9%が「子育て支援サービスの充実」となっています。

小学校区別では、「医療サービスの充実」は、“東羽衣校区”が 62.6%と最も多く、“取石校区”が 58.7%、“清高校区”が 55.3%、“高陽校区”が 53.2%、“加茂校区”が 51.2%と半数を超えています。

「高齢者や障がいのある人が安心して暮らせる在宅福祉の充実」は、“東羽衣校区”が 55.7%と最も多く、“清高校区”が 51.3%、“高石校区”と“高陽校区”が 50.0%と半数を超えています。

「子育て支援サービスの充実」は、“羽衣校区”が 53.2%と最も多く、“加茂校区”が 50.4%と半数を超えています。

【本市が取り組むべき福祉の取り組み】



2) 地域懇談会の結果

地域懇談会で出された意見や課題などは、次の通りです。

① 高石校区

【高齢者関係 現状と課題】（・：現状 ●：課題）

- ・ひとり暮らし世帯が増加している
- ・子どもとの交流がなくなっている
- 憩いの場などが少ない

【高齢者関係 提案や今後の方向性】（☆：提案 ◇：今後の方向性）

- ☆自治会活動をいろんな世代で
- ☆在宅介護の充実を
- ☆コミュニケーションの充実をめざす
- ☆小学生との交流の拡充を
- ◇空き家などを憩いの家として活用を
- ◇祖父母と孫との良好な関係を子育て支援に活かす

【子ども関係 現状と課題】

- ・子ども会の活動が減少している
- ・子どもや青少年層が減っている
- ・子育て支援施設や遊び場が少ない
- ・外で活動する子どもが減っている
- ・夜間、子どもだけで遊んでいる
- ・中学生等のいたずらが多い
- ・現状維持だけでもエネルギーがいる
- ・近所の子の名前がわからない
- 子どもが減って野球やキックベースボールのチームができない
- 親の都合や小学校区の関係で子ども会に加入しない

【子ども関係 提案や今後の方向性】

- ☆子ども会組織を校区単位で
- ☆学校行事への参加拡大を
- ☆放課後に集える場づくりを
- ☆子どもを学校で遊ばせてはどうか
- ☆小学校区、中学校区のあり方を見直す
- ◇子どもが集まりやすくなるように、地域に寺子屋のようなところを
- ◇学校と地域の相互の連携・支援を強化する

【地域の環境 現状と課題】

- ・ごみの処理が悪い
- ・人口が減少
- ・空き家が多い
- ・福祉の担い手は女性がほとんど
- ・野良猫が多い
- ・通院したい病院がない
- ・近くにコンビニがない
- ・路上駐車が多い
- ・自転車の飛び出しが危険
- ・道路が狭い
- ・福祉施設が増えている
- ・高石駅東側広場は清潔ではない
- ・愛着心、定住意向はあるが、共助につながっていない
- ・マンション等は自治会加入者がほとんどいない
- ・家族葬になったので、ご近所が集まる場がなくなった
- ・地価が高く、急行が停車しないので、世帯分離しても若者世代が市外に出る
- ・すぐに情報の伝達ができない
- 東西道路の歩行者の安全性充実を
- 高石北線の早期開通を

- 防犯対策の充実を
- 不審者対策を

- 公園の整備を

【地域の環境 提案や今後の方向性】

- ☆空き教室や空き家が増加傾向にあるので、何か活用を
- ☆再開発による道路の整備を

【地域の交流・つながり 現状と課題】

- ・見守り隊の担い手が減少
- ・世代間の交流が不活発
- ・祭りに参加する地元住民の減少
- ・働く女性が多く、役員がいやで、子ども会への加入が減っている
- ・ひとり暮らし高齢者はサロンへの参加を呼びかけても参加しない
- ・自治会関係の人と関わりがなければ、いろんな情報が入手できない
- 自治会加入に向け、町会の魅力アップを
- ・自治会活動への協力者・参加者の減少
- ・新築住宅居住者との交流がない
- ・祭り以外に高石地区の特色がない

【地域の交流・つながり 提案や今後の方向性】

- ☆自治会加入者が少ないマンションは、個人加入ではなく、管理組合加入にしては
- ☆新しい自治会のメンバーの獲得
- ☆新婚さんが住みやすくなるようなまちに
- ☆顔の見える関係づくり（face to face）を
- ☆地域活動に対する補助金を
- ☆住民が一体となった野良猫や違法駐車等の追放の取り組みを
- ◇あいさつ運動と清掃活動を積み重ね、不審者が居づらくする

【防災・その他 現状と課題】

- ・防災用品の置き場がない
- ・避難路がわからない
- ・空き家が多い
- 共助・近助の体制づくりが必要
- 防災意識の向上に向けた実地訓練などが必要

② 羽衣校区

【高齢者関係 現状と課題】（・：現状 ●：課題）

- ・ひとり暮らし世帯が増えている
- ・昼間独居者が多い

【高齢者関係 提案や今後の方向性】（☆：提案 ◇：今後の方向性）

- ☆若者による手伝いを

【子ども関係 現状と課題】

- ・子どもの登校時の見守りをしている
- ・遊び場が少ない
- ・子どもがあいさつをしても返してこない
- 下校時の見守りの際にあいさつできない子がいる

【子ども関係 提案や今後の方向性】

☆世代間交流の充実を

【地域の環境 現状と課題】

- ・空き家が多い
- ・医療施設が不足している
- ・公園でのごみの不法投棄
- ・羽衣小の近くの橋が狭い
- ・企業の送迎バスが多い
- ・まちかどサロンがない
- ・駅の駐輪場が少ない
- ・集会所がない
- ・野良猫が多い
- ・道が狭い
- ・歩道に段差があり、道路幅が狭い
- ・青信号が短い
- ・スポーツ施設が少ない
- ・通学路で車がスピードを出し過ぎ
- ・電車の音がうるさい

【地域の環境 提案や今後の方向性】

- ☆空き家を活用して、高齢者や子どもの遊び場に
- ☆動物とのふれあいの場づくりを
- ☆通学路は一方通行に
- ☆誰もが通える憩いの場を作る
- ◇ひとり暮らしや昼間独居などに関わりなく、誰もがいつでも集える場所づくりを

【地域の交流・つながり 現状と課題】

- ・近所との関わりがほとんどない
- ・ボランティア意識の欠如
- ・知り合いが少なくなっている
- ・マンションなど新住民とのコミュニケーションが欠如
- 障がいがある人との関わり方
- 近所づきあいでは、年齢の差に関係なく気楽な言葉づかいを
- ・他の世代との取り組みがわからない
- ・役員のなり手がいない
- ・地域活動への関心が薄い

【地域の交流・つながり 提案や今後の方向性】

- ☆地域の活気づくりや若い人を増やす
- ☆雇用の場の充実を
- ☆地域活動を知らない人に周知する
- ☆話し合いの場をつくる（代表者集まっての会議）
- ☆地域活動に関心を持ってもらうために、各団体が集まるイベントを
- ◇横のつながりをつくっていく（老人クラブ、婦人会、自治会、子ども会など）

【防災関係 現状と課題】

- ・誰かと一緒に避難所に避難したい
- ・津波の時、鴨公園まで避難するのは無理である
- ・防災放送が聞きとりにくい

【防災関係 提案や今後の方向性】

- ☆災害時、車で避難の呼びかけを
- ☆高齢者家庭に受信機の設置を

③ 高陽校区

【高齢者関係 現状と課題】（・：現状 ●：課題）

- ・ 気軽に悩み事を相談できる場がない
- ・ 認知症予備軍向けの予防活動が少ない
- ・ 特別養護老人ホーム入所希望者が増えている
- ・ 高齢者が気楽に立ち寄れる場所が少ない
- 高齢者は自分ができる範囲で活動してほしい
- ひとり暮らし高齢者対策が必要

【高齢者関係 提案や今後の方向性】（☆：提案 ◇：今後の方向性）

- ☆ 元気高齢者は地域活動への参加を
- ☆ 校区福祉の支援対象者をしぼるべき

【子ども関係 現状と課題】

- ・ 近所に子どもの姿がない
- ・ 小さな子ども向けの遊び場が少ない

【地域の環境 現状と課題】

- ・ 空き家が増加
- ・ 道幅が狭い
- ・ 公園が少ない
- ・ 南海の南 2 番踏切の通路が危ない
- ・ 南海中央線は車が多い
- ・ 高陽公園の犬のフン
- ・ 自転車の運転マナーの悪さ
- ・ 川の汚れ・ごみ
- ・ 信号が少なく危険
- ・ 道路と歩行者道路との傾斜や段差が危ない

【地域の環境 提案や今後の方向性】

- ☆ 自治会でのクリーンキャンペーンを

【地域の交流・つながり 現状と課題】

- ・ 自治会に入会する新住民が少ない
- ・ 60 歳代前半の担い手が少ない
- ・ 65 歳までは働いている人が多い
- ・ ボランティア精神が欠如している
- ・ いきいきサロンの参加者が減っている
- ・ 地域行事がマンネリ化している
- ・ 校区福祉委員が高齢化し、後継者がいない
- ・ 民生委員児童委員と校区福祉委員の仕事の違いがあいまい
- ・ 福祉委員の負担が大きい
- ・ 新しいサロンのあり方の検討を、空き家利用は実際には難しい
- ・ 本当に困っている人に支援できているかの検証を
- ・ 何をするにも地域責任者が必要
- 老人ばかりが増え、若い人が少ない中で、ボランティアの成り手対策を

【地域の交流・つながり 提案や今後の方向性】

- ☆ 40 代・50 代と話し合う場所を
- ☆ 新たな担い手の発掘・育成を
- ☆ ボランティアの必要性の周知を
- ☆ 後継者づくりの PR の工夫を
- ☆ ボランティア精神を養う
- ☆ 世代間交流の充実を
- ☆ 近所付き合いを大切に

- ☆ある年齢になるとボランティア活動を義務付けるようにしては
- ☆ボランティアのために地域ポイントなどの優待制度の導入を
- ☆自治会や民生委員児童委員などとの連携を指導者間で調整してほしい
- ☆地域懇談会への青年代表の参加・呼びかけを
- ☆若い人には働いてもらい、元気な高齢者同士で助け合う
- ☆サロンに保育園児を招待し、世代間交流を
- ☆市民の意見を言い合える場をつくる
- ☆地域福祉に関する市や市社協の活動内容などの周知を
- ◇もっと身近な場所でサロンやコミュニティカフェなどの開催を

④ 取石校区

【高齢者関係 現状と課題】（・：現状 ●：課題）

- ・緊急通報装置の取り付け規約をもっと簡単に
- ・老人クラブの取り組みの見直しを

【子ども関係 提案や今後の方向性】（☆：提案 ◇：今後の方向性）

- ☆若者がボランティアに参加するきっかけづくりを

【地域の環境 現状と課題】

- ・府営住宅を地域全体で見してほしい
- ・集合住宅が多い
- ・地区が分断されている
- ・道路の改修・歩道の整備を
- ・道路が狭く、路上駐車があると通りにくい
- ・買物が不便である
- ・集合住宅は自治会への参加が少ない
- ・街灯が少なく、夜が暗い
- ・一方通行の道路が多い

【地域の環境 提案や今後の方向性】

- ☆移動スーパーや生協の利用促進を
- ☆移動スーパー出店に向けた協力を
- ◇街灯の増設・LED化を

【地域の交流・つながり 現状と課題】

- ・サロンの参加が少ない
- ・新たな取り組みには、担い手の負担が大きい
- ・自治会への新たな加入者が少なく、知らない人が増えた

【地域の交流・つながり 提案や今後の方向性】

- ☆（民生委員児童委員の）見守り対象者をひとり暮らし高齢者以外にも拡充しては
- ☆男性だけが参加できるサロンをつくる

⑤ 東羽衣校区

【高齢者関係 現状と課題】（・：現状 ●：課題）

- ・高齢者が特定の地域に偏在している
- ・高齢者施設が不足
- ・交流の場が少ない
- ・ひとり暮らし高齢者が多い

【子ども関係 現状と課題】

- ・遊び場や公園が少ない
- ・子どもが外で遊んでいない

【子ども関係 提案や今後の方向性】（☆：提案 ◇：今後の方向性）

- ☆遊び場の制約をなくして
- ☆子どもが参加できる行事を

【地域の環境 現状と課題】

- ・公共施設が少ない

【地域の環境 提案や今後の方向性】

- ☆道路や施設等のバリアフリー化を
- ☆空き家や空き店舗を活用する
- ☆街全体の活性化

【地域の交流・つながり 現状と課題】

- ・担い手、特に若者が不足している
- ・福祉委員に男性が少ない
- ・新住民は、地域になじめていない
- ・地域住民を頼りにし過ぎである
- ・マンション住民は地域活動等に関心
- ・近所づきあいが希薄である
- ・社協の活動がわかりにくい
- ・役員の担い手がいない
- ・気軽に会合できる場所がない
- ・サロンの内容がマンネリ化
- ・サロンへの男性の参加が少ない
- ・男性が地域で集まれる場所が少ない
- ・サロンの担い手は、男性が少ない
- ・地域活動は特定の人負担になっている
- ・情報（特に個人情報）の共有ができていない
- ・要援護者リスト登録者の情報は町会の誰が持っているか
- ・マンション居住者はマンション内での交流が少ない
- 高齢者が日常的に集まるサロンが必要

【地域の交流・つながり 提案や今後の方向性】

- ☆男性による男性への声かけを
- ☆いつでも使える集会所を
- ☆地域でサロンなど気軽に集まれる場を
- ☆男性の趣味などを考えて、新たなイベントを企画する
- ☆サロンの体験談を発表する場があればよい
- ☆与えるのではなく、一緒に何かすることを考える
- ☆サロンで何をしたいかアンケートする
- ☆サロンに惹きつけるイベントを（花札やトランプなど一人ではできないもの）
- ☆サロンへ「はじめの一步」を踏み出せるような工夫を考える
- ☆男ばかりのサロンを（お酒も出す）
- ☆場所づくり（空き家や空き教室の活用など）
- ☆学校の教室をサロンとして使えるように
- ☆空き家をサロンに貸しやすいような仕組みを
- ☆ボランティアグループの一覧表で情報共有を

- ・防災訓練の参加者などが少ない
- 災害時避難行動要支援者は班で助け合う活動に展開する必要がある

☆地域の都市計画を ☆防災のさらなる推進を

- ・ひとり暮らし世帯が増えている
- ・自治会での話し合いができていない
- ・ひとり暮らし高齢者に見守りを実施している
- ・認知症や引きこもり高齢者との関わり方がわからない

- ☆安否確認のルール確立を
- ☆ひとり暮らし世帯へのごみ出しなどの支援を
- ☆高齢者が多くなったので、自治会への加入の勧誘を

- ・若い人・子どもが少ない
- ・公園や運動場所、遊び場が少ない
- ・子どもが夜遅くまで遊んでいる
- ・見守り隊の言うことを聞かない
- ・気軽に子どもに声かけができない
- ・小さな子どもたちが道路で遊んでいる
- ・高齢者が昔遊び（おはじき、こままわし、折り紙）を教えている

☆保護者の地域活動への参加を

- ・公園に菓子やジュースのごみが散乱
- ・ごみ回収日にごみが残されている
- ・地域の防犯が心配
- ・道路へのポイ捨てが多い
- ・野良猫にえさやりする人がいる
- ・犬のフンの始末が悪い
- ・南海中央線の開通で、通行量が増加し、交通事故が多発

●南海中央線のドングリ公園付近に信号機が必要

●公園の清掃を

- ・若い人が減っている
- ・役員以外のボランティアがいない
- ・サロンの場所がなくなった
- ・行事や集会の参加者が少ない
- ・サロンとして使用できる場所の確保が難しい

- ・高齢の役員が多いので、次世代の若い人の意見がほしい
- ・マンション居住者の自治会の加入が少ない
- ・障がいのある人と合った時にいろいろなことを聞いてあげたい
- ・近所づきあいが希薄になっている

【地域の交流・つながり 提案や今後の方向性】

- ☆助け合い与えるという心を持つように
- ☆人と人とのつながりの強化
- ☆知り合いが増える地域をつくる
- ☆近所とのコミュニケーションの充実
- ☆地域の行事や活動を次世代につないでいく
- ☆多くの人との話し合い、聴く場を設ける
- ☆集会所を利用して軽体操等を実施したい
- ☆若い親たちへの協力の求め方を
- ☆地域包括支援センターとのつながりをもっとつくる（介護その他）
- ☆自治会のサロンを空き家で行いたい

【防災関係など 現状と課題】

- ・集会所が川の上なので不安である
- ・一時避難場所に行けない
- ・避難したか確認ができる仕組みを準備中
- ・支援を必要とする人との日頃からの交流がなく、訪問できない
- ・個人情報保護法が独り歩きしすぎ
- ・個人主義が多すぎる

【防災関係など 提案や今後の方向性】

- ☆川の上の集会所を移動させる

⑦ 加茂校区

【高齢者関係 提案や今後の方向性】（☆：提案 ◇：今後の方向性）

- ☆（元気な方が多いので）高齢者の活用や連携を

【子ども関係 現状と課題】（・：現状 ●：課題）

- 子どもとのふれあいの充実を

【地域の環境 現状と課題】

- ・世帯数が減っている
- ・雇用の場が少ない
- ・空き家が増えている
- ・助成金が少なくなった
- ・ごみ出しのルールが守られていない
- ・道路にごみ問題が散乱している
- ・産婦人科医院への助成を
- ・斎場の移転・建て替え・整備を

【地域の環境 提案や今後の方向性】

- ☆公園使用の手続きの簡素化を
- ☆雇用の場をつくる
- ☆行政に頼らず、地域でできることは地域で
- ☆伽羅橋花苑やせせらぎ広場など市との環境美化の里親制度の活動の充実を

【地域の交流・つながり 現状と課題】

- ・行事内容が地域全体に伝わっていない
- ・サロンは参加者が同じである
- ・活動拠点（集会所）がない
- ・リーダー（担い手）が不足している
- ・情報を伝えやすい仕組みがない
- ・近所でも世帯の状況がわからない人が増えている
- ・自治会活動に積極的でない人が増えている
- ・民生委員児童委員との連携が不足している
- ・困ったことなど自分から言わない人が多い
- ・自治会の世帯数が多いと把握しにくい
- ・地域と行政で個人情報の共有ができていない
- ・自治会活動に参加せず、問題を抱え込む人との関わり方がわからない
- ・自転車のルール違反が目立つ、警察の指導が必要。
- ・隣近所の付き合いが悪く、顔と名前がわからない
- 役員のなり手が少なく自治会自体の存続が危うい
- 高齢者の把握と援助体制の確立を

【地域の交流・つながり 提案や今後の方向性】

- ☆消防団的な組織づくりを
- ☆若者の定住促進を
- ☆要介護等に対する心づかい
- ☆老人クラブの立ち上げを
- ☆交流の場の充実を
- ☆リーダーの育成を
- ☆若い人に住んでもらえるよう、雇用の場の確保を
- ☆公民館等でのさまざまな文化活動への参加を促す
- ☆人が集まるイベントを増やす
- ☆地域の状況がつかめる方法の構築を
- ☆サークル活動を増やすなど全員参加の自治会づくりを
- ☆活動意欲を引き出し、支援するため、人・予算・物・研修などの取り組みを
- ☆行政と地域で個人情報の共有化を

【防災関係など 現状と課題】

- ・援護を要する人の氏名と所在がわからない
- 災害時の誘導體制の確立を
- 個人情報の取り扱い方が課題

【防災関係など 提案や今後の方向性】

- ☆役員の再任を制限し、多くの会員で担うことにより参加意識の高揚を
- ☆近隣自治区との集いの場をつくる
- ☆自治会内にサークル活動の場をつくる
- ☆日ごろからのコミュニケーション（あいさつ）の充実を
- ☆地域での専門的な活動を行う人の養成を
- ☆情報公開の徹底を
- ☆相手の気持ちや助け合いの精神の育てる

3 市民活動の状況

1) 地域活動の状況

① 自治会・校区福祉委員会など

「頼れる人や親せきが近くにいない」「引っ越してきて、地域のことがよく分からない」などという時は、近所の人たちが頼りになります。このような、同じ地域に住んでいる人同士が、仲良く助けあって暮らし、より住みよい地域を築いていくことを目的とする自主的なまちづくり組織として自治会があります。

本市では、52の自治会があり、さまざまな交流活動とともに、防犯や防災、環境美化などの取り組みが行われています。

また、それぞれの自治会単位もしくは複数の自治会単位で、婦人会や老人クラブ、子ども会などの団体が組織されており、それぞれの団体独自の活動・他団体との共同事業などが展開されています。

さらに、7つの小学校区ごとに、自治会や婦人会などの地域団体の参画により、校区福祉委員会が組織されており、小地域ネットワーク活動や見守り活動などの福祉活動が行われています。

② 民生委員児童委員

民生委員児童委員は、地域の身近な相談者として、市民の立場に立って、日常生活に関するさまざまな相談に応じ、必要な支援を行っています。また、地域の相談窓口として、市民の人権やプライバシーに配慮しつつ、実態把握や関係する会議への出席、訪問活動などに取り組まれています。

本市では、平成25年12月から94人が委嘱されており、このうち、子どもに関する問題を専門的に担当する主任児童委員は7人です。

これらの委員全員で、民生児童委員協議会が組織されており、情報交換や研修など、民生委員活動強化のための取り組みが行われています。

③ ボランティア・NPO など

市民の自主的・主体的なボランティア活動は、地域の美化清掃活動をはじめ、手話や点訳などの専門的な技術や技能を必要とするものまでさまざまな活動が、個人あるいはグループで行われています。

平成27年2月現在、社会福祉協議会が運営するボランティア・市民活動センターに38のグループ（NPO法人を除く）が登録されています。

また、平成27年2月現在の本市で事業を展開している特定非営利活動法人（NPO法人）は14法人です。（市内に主たる事務所のある法人は12、市外に主たる事務所がある法人は2）

【ボランティアグループ】

(平成 27 年 2 月現在)

名称	主な活動
すみれグループ	・施設での手伝い など
松の根グループ	・歳末社協バザーの手伝い
心配ごと電話相談グループ	・電話による心配ごと相談
ひさご会音訳グループ	・声の広報、声の便りの制作 など
こぶしの会	・独居・高齢者宅家事手伝い、機能訓練補助 など
手話サークル羽衣	・学習会、施設にて活動 など
たんぽぽグループ	・古切手・テレホンカード等の収集、施設慰問 など
まどか 2	・海外難民への古着の分別作業、リサイクル市 など
ぐるーぷぼちぼち	・ボランティア一般
点訳グループ	・絵本の点訳、小学校総合学習の手伝い など
高石マジッククラブ	・施設慰問 など
ボランティア東羽衣	・友愛訪問、お楽しみ会 など
南海福祉専門学校ボランティアグループ	・ボランティア全般
紙工房あじさい	・施設慰問（ペーパークラフト） など
手話サークルまつぼっくり	・手話学習、聴言障がい者との交流 など
グループふれあい	・施設での手伝い など
タッチ・サン	・手でさわる絵本づくり など
根っこ	・機能訓練のボランティア など
泉大津高石フリー活動栄養士会	・外食アドバイザー、栄養相談や食生活相談 など
宙の会	・精神障がい者の地域での生活支援 など
沖縄同好会	・施設慰問（琉球舞踊） など
凜	・施設慰問（新舞踊・日本舞踊） など
つくし	・施設でのボランティア活動 など
化粧クラブ	・施設でのメイク指導 など
とろし お元気クラブ	・機能訓練のための体操等手伝い など
すえひろ会	・施設慰問（民謡） など
楽笑笑福一座	・施設慰問（大道芸） など
健（すこやか）	・太極拳を取り入れた健康体操 など
月のつぼみ	・母子健康センターでの情報交換 など
大正琴「歩み」	・施設慰問（和楽器） など
セラピーガーデン	・施設へのアロマセラピー&傾聴ボランティア など
ドンパン会	・施設慰問（民謡） など
高石市食生活改善推進協議会	・親子クッキング、離乳食講習会ボランティア など
高石市バトントワリングスポーツ少年団	・バトントワリングの演技発表 など
生活支援市場・みどりや	・東日本大震災への支援活動 など
つながり隊	・うたや歌遊び・ゲームを企画・提供 など
「夢楽らいぶ」一座	・施設慰問（ギター弾き語り） など
NewHappyG バンド	・施設慰問（昭和歌謡、バンド演奏） など

資料：高石市社会福祉協議会

【市内で活動する認証 NPO 法人一覧（1/2）】

（平成 27 年 2 月現在）

法人名称 認証日／所在地	目的／活動分野
特定非営利活動法人 きずな 平成 12 年 7 月 21 日 東羽衣四丁目 9 番 10 号	福祉の増進・まちづくりの推進・文化とスポーツの振興、 環境の保全、地域安全活動、子どもの健全育成などを通じ て、心豊かに、気持ち良く生活できる地域社会づくりの推 進を図る。 活動分野 ＝保健・医療・福祉、まちづくり、学術・文化・ 芸術・スポーツ、環境の保全、地域安全、子どもの健全 育成、連絡・助言・援助
特定非営利活動法人 泉ひまわりの会 平成 12 年 8 月 4 日 高師浜三丁目 12 番 5 号	高齢化をむかえる社会で、人間としての尊厳を保ち、希 望をもって生きられるように、地域社会のなかで、在宅介 護・梶援助等の福祉サービス事業ならびに介護保険の事業 者としての事業を行う。また、子育ての支援も行う。人び との自主的な相互扶助活動を、地域のなかに育てていく。 活動分野 ＝保健・医療・福祉
特定非営利活動法人 やまびこ 平成 15 年 10 月 24 日 西取石 8 丁目 7 番 10 号	自宅に居住する高齢者・障がいのある人・要介護者等 に対して在宅医療サービス及び在宅介護サービスの向上、普 及を図り、在宅医療・在宅介護支援事業者との連携を保ち 速やかにサービスが提供されることを支援する。 活動分野 ＝保健・医療・福祉
特定非営利活動法人 子育て支援グーチョキパー 平成 16 年 12 月 15 日 東羽衣五丁目 6 番 8 号	地域住民が生き生きと社会に参画できるよう、子育て支 援とその機会を提供する事業を行うことにより、地域の教 育・文化・学術的意識の向上、国際協力、子どもたちの育 つ環境の向上、地域経済の活性化に貢献する。 活動分野 ＝社会教育、まちづくり、学術・文化・芸術・ス ポーツ、国際協力、男女共同参画社会、子どもの健全育 成、連絡・助言・援助
特定非営利活動法人 自然生物環境保護の会 平成 18 年 4 月 19 日 千代田三丁目 14 番 5 号	藻場の造成を行い、水質浄化及び生物資源の増殖等に関 する活動を行うことによって自然生物環境の保護に寄与す る。 活動分野 ＝環境の保全
特定非営利活動法人 ケアサポートセンター きらら里 平成 19 年 5 月 9 日 取石五丁目 7 番 10 号	高齢者や障がいのある人等を主たる対象に、すべての人 びとが住み慣れた環境で安心して生活できるよう必要な支 援を行い、地域コミュニティを通して住みやすい社会の実 現に寄与する。 活動分野 ＝保健・医療・福祉、まちづくり
特定非営利活動法人 大阪虹の会 平成 21 年 2 月 18 日 加茂一丁目 20 番 2 号 グリ ーンモールたかいし一番街	不登校・就職拒否や引きこもりといった形で、現代社会 の中でややもすると取り残されたり、孤立しがちな若者と その家族に対して、彼ら若者が健全に育ち、社会の一員と しての責務を担って自立するための各種の支援活動を行 い、開かれた家族、ふれあい豊かな社会の実現に寄与する。 活動分野 ＝保健・医療・福祉、社会教育、子どもの健全 育成

資料：内閣府ホームページより

【市内で活動する認証 NPO 法人一覧（2/2）】

法人名称 認証日／所在地	目的／活動分野
特定非営利活動法人 花葉 平成 21 年 3 月 18 日 東羽衣五丁目 17 番 20 号	地域住民全体に対して、住民同士の助け合いによって、生活支援等のふれあい助け合い事業を行い地域と社会の福祉の増進を図り、地域の福祉の増進に貢献する。 活動分野 ＝保健・医療・福祉
特定非営利活動法人 国際文化財研究センター 平成 21 年 10 月 6 日 東羽衣二丁目 10 番 17 号	国内外の文化財の調査・研究および普及活動などを通じて、文化財保護・愛護の思想を広め、あわせて文化財を通じて国際交流を促進し、広く公益に貢献する。 活動分野 ＝学術・文化・芸術・スポーツ
NPO 法人 Ses,Kobitch.F.F.C.プロジェクト 平成 22 年 7 月 16 日 加茂一丁目 9 番 31 号	一般市民に対しサッカーなどのスポーツ指導をおこないスポーツの普及振興事業を通して青少年の健全育成に努めるとともに、スポーツの持つ国際性から海外との交流を推進する等、世代・地域を超えた交流を図り、スポーツ技術レベルの向上や明るく活力ある心豊かな地域社会の形成に寄与する。 活動分野 ＝まちづくり、学術・文化・芸術・スポーツ、子どもの健全育成
NPO 法人 明日架 平成 23 年 8 月 30 日 綾園四丁目 5 番 28 号	障がい者の社会参加を支援するために障がい者の地域生活自立支援、就労支援、相談支援、退院促進、社会復帰支援に関する事業を行うことにより、もって福祉の増進に寄与する。 活動分野 ＝保健・医療・福祉
特定非営利活動法人 せらび 平成 24 年 1 月 11 日 羽衣五丁目 9 番 3 号	障がいを持つ人びと等に対して、地域住民とともに、働く場や生活の支援に関する事業を行うことにより、もって自立の促進と福祉の増進に寄与する。 活動分野 ＝保健・医療・福祉、職業能力・雇用機会
特定非営利活動法人 ピーアイエイジャパン 平成 13 年 10 月 18 日 綾園一丁目 6 番 18 号（東京都墨田区八広四丁目 21 番 2 号）	ピアノを教えている先生、及びその生徒達にピアノグレード検定、ピアノコンクール、研修会、ピアノ教育法の普及、等の活動を通して、正しいピアノ演奏法の基本を広め、日本のピアノ演奏を世界の水準に近づけるべく、日本のピアノ教育の発展に寄与する。 活動分野 ＝学術・文化・芸術・スポーツ
特定非営利活動法人 こころのビタミン研究所 平成 13 年 11 月 15 日 高師浜 4 丁目 9 番 7 号（東京都港区三田 3 丁目 1 番 5 号第 1 奈半利ビル 3 階）	ひとりひとりが、こころの大切さを知るために、こころの勉強会、相談会、カウンセリング、講演会、各種研修事業、発展途上国への支援を行い、すべての人が幸せで、豊かな人間関係を持ち平和な世界を創ることに寄与する。 活動分野 ＝保健・医療・福祉、社会教育、人権・平和、国際協力、男女共同参画社会、子どもの健全育成、連絡・助言・援助

4 本市の地域福祉を取り巻く課題（まとめ）

1) 本市の地域特性などからみた課題

本市の高齢化の進行は、他市に比べると比較的緩やかですが、地域（校区）によっては、高齢化率が高い所も見られます。また、少子化についても、地域差が大きく、この傾向は今後より一層深刻になることが懸念されます。

一方、ひとり暮らし世帯など、支援を要する世帯の割合は増加してきており、昼間の時間帯に一人となる高齢者も増えてきていますが、それらの情報が地域で共有化できていないといった問題が指摘されています。

このため、高齢者が地域と関わり、積極的に活躍できる場づくりをはじめ、安否確認のための仕組みづくりなどを早急に取り組んでいくことが必要となってきました。

地域福祉活動は、地域のさまざまな団体を中心に小地域ネットワーク活動や見守り活動が展開されていますが、いきいきサロンなどの内容のマンネリ化や参加者の減少、担い手の不足などの問題により、地域ごとの差が大きくなってきています。

日常的なつながりが希薄化してきており、地域のつながりを再構築していくことが大きな課題となっています。

2) 相談窓口や情報提供・共有化などの課題

地域で日常生活に困っている人などが身近に相談できる民生委員児童委員や校区福祉委員などの認知度がまだ低く、課題などを収集・共有化する仕組みについては十分とはいえません。

一方では、ひとり暮らし高齢者などの見守り活動などの取り組みは、自治会の未加入者の増加などにより、顔見知りの関係が希薄化しています。

このため、今後、地域における個人情報保護の管理体制などを整備するとともに、日常的に、地域の課題を把握し、地域の各団体などが支援を要する人の情報を共有化し、誰もが安全・安心な生活ができるような仕組みを構築し、災害時にも対応できるような関係づくりを進めていくことが必要となっています。

Ⅲ. 地域福祉の展開方向

1 基本理念

年齢や障がいの有無などに関わらず、誰もが助け合いながら地域で安全・安心に暮らすことのできる環境を築いていくため、第3次地域福祉計画の基本理念を改めて継承していくこととします。

「人と人との心が通うまち」

2 基本目標

第3次地域計画を継承・発展させていくため、次のような基本目標を設定します。

1) 人づくり

思いやりの心を持ち、支援を要する人に気軽に声かけや手助けできるような『人づくり』を進めます。

2) ネットワークづくり

地域から全市に広がる多様な『ネットワークづくり』を進めます。

3) 住民の生活を支えるまちづくり

福祉のまちづくりの視点から都市基盤の整備を促進し、『住民の生活を支えるまちづくり』を進めます。

4) 安全・安心のまちづくり

関係機関などと連携し、防犯や防災をはじめ、さまざまな『安全・安心のまちづくり』を進めていきます。

「人と人との心が通うまち」

1 人づくり

1) 人材育成・確保

- ① ボランティアの発掘・育成
- ② 地域活動の活性化支援
- ③ 当事者団体の活動支援

2) 福祉教育・学びの充実

- ① 福祉に関する学習・研修機会の充実
- ② 当事者の参加・参画の促進
- ③ 福祉教育の充実
- ④ 地域課題の共有化促進

2 ネットワークづくり

1) セーフティネットの充実

- ① 「見守りネットワーク」の構築の支援
- ② コミュニティソーシャルワーカー（CSW）の機能充実
- ③ 地域包括ケアシステムの構築

2) 情報ネットワークの充実

- ① 多様な情報ネットワークの構築
- ② 専門機関とのネットワークの充実
- ③ 個人情報の管理・共有化促進

3) 地域のつながりの再生

- ① 地域活動の支援充実
- ② 地域団体などの支援充実

4) 社会的・経済的孤立者への支援

- ① 包括的な相談支援の推進
- ② 予防的なプログラムの推進

3 住民の生活を支えるまちづくり

1) 総合相談体制の充実

- ① 相談体制の整備・充実
- ② 各種福祉サービスの充実
- ③ 支援を要する人のいる家庭への支援
- ④ 子ども・子育て家庭への支援充実

2) 情報提供・収集体制の充実

- ① 福祉サービスの利用に関する情報提供の充実
- ② 情報格差の解消促進

3) 権利擁護の普及・定着

- ① 福祉サービス利用者の権利擁護の推進
- ② 福祉サービスの質の向上

4 安全・安心のまちづくり

1) 防犯・防災体制の充実

- ① 防犯・安全対策の推進
- ② 地域防災力の向上
- ③ 避難行動要支援制度の確立

2) 住みやすい生活環境の整備

- ① バリアフリー化の推進
- ② 快適な環境づくりの推進

3 計画推進に向けた基本的視点

1) 各主体が担うべき役割（期待される役割）

基本理念「人と人との心が通うまち」の実現をめざし、市民をはじめ各主体の担うべき役割を次のように想定します。

◇市民

誰もが安全・安心に生活できる、よりよい地域づくりに積極的に関わることが望まれています。

具体的には、地域で誰もが安全・安心に生活できるよう、持てる能力や経験などを生かし、できることがあれば「参加者（担い手）」として、支援などが必要な時は「利用者（受け手）」として、積極的に地域活動を担うことが求められます。

◇地域（自治会、校区福祉委員会など）

年齢や身体状況などに関わらず、誰もが安全・安心に生きがいを持って生活できるよう、日常的なつながりや助け合い関係づくりを構築することが望まれています。

具体的には、地域で生活する一人ひとりが抱える課題や悩みなどを見逃すことなく、地域の一員として、生きがいを持って、住み慣れた地域で安全・安心に生活できるよう、さまざまなネットワークを活用し、地域福祉活動を展開することが求められています。

◇市民活動団体（NPO やボランティアグループなど）

それぞれが活動する特定の分野やテーマを生かし、地域のさまざまな課題などの解決に向け、地域などと連携・協働することが望まれています。

具体的には、情報交換などを密にし地域の課題や問題などを共有し、地域と連携し、解決に向けた活動を展開していくことが求められています。

◇事業所・商店等

それぞれが有する多様な社会資源を生かし企業市民として、地域と連携してよりよい地域づくりに参画することが望まれています。

具体的には、地域との情報共有を図り、地域課題の解決に向けた活動への参画、アイデアやノウハウの提供などが求められています。

◇福祉事業者

専門的なサービスや施設、知識、情報などを活用し、地域における福祉課題や一人ひとりが抱える課題などの解決に向けて、地域との連携などが望まれています。

具体的には、質の高いサービスの提供や適切な助言・指導の展開などが求められています。

◇福祉関係機関

専門的な機能や体制などを活用し、地域における福祉課題の解決などに向けて、地域や行政などと連携し、積極的に支援することが求められています。

◇市社会福祉協議会（市社協）

多様なネットワークを生かし地域で展開されているさまざまな福祉活動や取り組みなどを支援するとともに、地域と他団体などとの調整・連携することにより、地域福祉活動の充実を支援することが必要です。

具体的には、地域活動やボランティア活動などの担い手の発掘や育成、スキルアップなどの機会を充実するとともに、地域の福祉課題の解決に向けて、相談や情報提供などさまざまな支援が求められています。

◇行政（高石市や大阪府など）

地域の福祉力の向上や福祉コミュニティの形成を図るため、保健・医療、教育・生涯学習、都市整備の部門との連携を進め、さまざまな地域を支援する仕組みなどを整備・充実していきます。

具体的には、安全・安心のための仕組みづくりや専門相談員の配置などを行うとともに、相談窓口や情報提供などを充実します。

さらに、関係機関と連携・協力し、道路や主要な施設などのバリアフリー化を進めます。

2) 計画推進にあたっての視点

基本理念「人と人との心が通うまち」～みんなで創ろう 住み続けたいまち たかいし～の実現をめざし、次のような視点を基に、地域福祉を推進していきます。

◇視点 1 地域に暮らす一人ひとりの問題として主体的に取り組む

地域福祉は、限られた人だけのものではありません。心身の状態や生活環境の変化で、誰もが支援を必要とする状態になる可能性があります。福祉を一人ひとりの問題としてとらえていくことが必要です。

そこで、地域で生活する市民一人ひとりが、福祉施策の対象としてではなく、自ら地域の福祉のあり方を考えて創っていく主体として、福祉サービスの提供や地域活動に参加し、運営を行っていく、必要な場合には行政と協働して福祉制度の改善を求めていくなど、市民参加による住民自治を発揮していくことをめざします。

◇視点 2 誰もが自立してともに暮らせる地域をめざす

地域には、人との付き合いやコミュニケーションが苦手な人がいます。また、さまざまな困難や問題を抱え、支援を必要としながら、サービスなどを利用できていない人もいます。

そこで、一人ひとりの違いを大切にし、一人ひとりの生き方を認め合い、互いの尊厳、人権を大切にしつつ、ハンディキャップがあってもごく普通に日常生活を営むことができる地域社会、すべての人びとを構成員として包み支え合い、市民の誰もが自立してともに暮らしていけるような社会をめざします。

◇視点 3 「公」と「民」などの役割を明確にし協働で取り組む

地域には、地域住民や地域活動団体のみならず、企業や事業所などさまざまな主体が関わっています。また、福祉などをテーマとする NPO やグループなどの活動も盛んになってきています。

一方では、地域福祉の問題は、複雑化・多様化してきており、行政（「公」）の施策だけでは対応できない場合も増えています。

このため、地域住民をはじめ、社会福祉関係団体・事業者、ボランティア・NPO などの「民」との協働が必要となってきています。

そこで、「公」「民」の役割分担と「公」「民」協働の考え方に基づく、さまざまな取り組みを進めます。

◇視点 4 地域に着目して総合的・体系的に取り組む

住み慣れた地域でさまざまなサービスなどを利用して安全・安心に、その人らしい生活ができるよう、地域ケアや在宅ケアの取り組みが充実してきています。

そこで、暮らしの場である地域に着目して、介護保険や障がい福祉、生活困窮者施策といった制度や仕組みにとどまらず、労働問題対策、保健・医療、就労、社会教育（生涯学習）、住宅、防災など、生活関連の領域を含む総合的な支援を展開します。

IV. 具体的な取り組みの展開

1 人づくり

1) 人材育成・確保

【現状と課題】（・：現状 ●：課題）

- ・社会経済情勢や世帯構成の変化、価値観の多様化などにより、自治会への加入率が低下し、地域活動や福祉活動の担い手不足やいきいきサロンなどの参加者の固定化などが問題となってきました。
- ・人との交流が苦手な人や地域での助け合いの経験が少ない人などが世帯構成の中心となりつつあり、住民同士のつながりや連帯感が希薄化してきています。
- ・介護や子育てなどの悩みや不安を抱え、支援や助言などを必要とする人が増えてきています。
- ・かつての大震災を契機に、人びとのボランティア活動への参加意識が高まっており、高齢化の進展などもあり、地域活動や福祉活動への関心も高まっています。
- ・多くの市民が住民相互の助け合いや支え合いなど『地域福祉』を推進することが必要であると認識されています。
- ・地域福祉活動などについて、「何ができるか」「何をしたらよいのかがわからない」人が多いです。
- 今後、地域活動や地域福祉活動の活性化を図り、地域福祉を推進していくため、さまざまな人材を発掘・育成していくことが課題となっています。

【今後の取り組み】

① ボランティアの発掘・育成

- ◇退職者や若者、子どもたちが気軽にさまざまな地域活動や地域福祉活動などに参加できるよう、社会福祉協議会など関係機関と連携し、ボランティアに関する情報提供や相談窓口を充実します。
- ◇さまざまな技能やノウハウなどを学ぶことができるよう、ボランティア入門講座や研修の機会を充実します。
- ◇団塊の世代などが、いきいきとボランティア活動を展開できるよう、ボランティア登録の周知に努めます。
- ◇認知症サポーター養成講座をはじめ、介護や外出支援などの専門的な技能やノウハウの習得などができるよう、関係機関と連携し、講座や研修などの情報提供に努めるとともに、講座修了生や有資格者の登録などを促進します。

② 地域活動の活性化支援

- ◇地域住民にとって、身近な地域活動である自治会活動や小地域ネットワーク活動などの活性化を図るため、活動内容などの周知を充実し、自治会などへの加入や活動への参画を促進します。
- ◇自治会、婦人会、校区福祉委員会、民生委員児童委員などの地域福祉活動の関係者をはじめ、ボランティア・NPO などが互いに交流・連携できるよう、情報交換や交流の機会、研修の場などを充実します。

◇子どもたちをはじめ、若年層などの参加を促進するため、生涯学習や健康づくり、スポーツ、文化・芸術活動などとの連携の強化を促進します。

③ 当事者団体の活動支援

◇支援を要する高齢者や障がいのある人の介護や子育て中の人などが、日常的な悩みや不安などについて、お互いに相談や話し合いができるよう、当事者組織や団体の活動を支援します。

◇老人クラブや子ども会などの活動が活発に展開できるよう、社会福祉協議会や校区福祉委員会などと連携して支援します。

◇関係機関と連携して、当事者組織や団体が、情報交換や交流活動を行うだけでなく、地区福祉委員会などの活動と連携して、地域住民との交流や、相談活動などが展開できるよう協力します。

2) 福祉教育・学びの充実

【現状と課題】（・：現状 ●：課題）

- ・地域には、障がいのある人、日常生活に課題を抱えた人がいます。
- ・高齢者や障がいのある人、子どもなどに対する虐待などは、身近な相談相手や発見の仕組みがないため、深刻な問題となるケースもあります。
- ・地域福祉は、これらの人びとの課題を理解し、さりげなく声かけや支援を行うことであり、地域で協力し合いながら、生活することです。
- 「誰もが他の人の立場に立って考え行動することができる」という意識を育み、定着させていくことが課題です。

【今後の取り組み】

① 福祉に関する学習・研修機会の充実

- ◇高齢者や障がいのある人、子どもなど、多様な世代がそれぞれの個性に関する理解を深めることができるよう、交流やふれあいの機会の充実に努めます。
- ◇いきいきとした生活が送れるよう、生涯学習などと連携し、さまざまな体験などの機会提供に努めます。
- ◇認知症に関する正しい知識や対処方法などを学ぶ機会・場づくりなど、認知症サポーター養成講座やキャラバンメイトの育成などを充実します。
- ◇地域福祉の理念や意識を周知するため、情報提供や学習会の開催などを充実します。

② 当事者の参加・参画の促進

- ◇支援を要する高齢者や障がいのある人が、地域活動の担い手として活動できるよう、見守り・声かけ活動やいきいきサロンへの参加を促進します。
- ◇障がいのある人が、日常的な交流やふれあいを通じて、相互に理解して、協力関係が築けるよう、関係機関と連携して、さまざまな体験や研修の機会を促進します。

③ 福祉教育の充実

- ◇次代を担う子どもたちが、ボランティア精神を育み、地域の一員として積極的に関わっていくことができるように、他人への思いやりや具体的な支援の方法などを学ぶ福祉教育を充実します。
- ◇小・中学生が、高齢者や障がいのある人との交流やふれあいを通じて、福祉意識の向上を図れるように、関係機関と連携して交流やふれあいの機会を充実します。

④ 地域課題の共有化促進

- ◇支援を要する人、悩みや不安などを抱えている人などについて、地域において福祉活動の担い手が課題を把握し、解決に向けて取り組めるよう、社会福祉協議会などと連携して、福祉課題などを気軽に話し合う地域福祉懇談会などの開催に努めます。

2 ネットワークづくり

1) セーフティネットの充実

【現状と課題】（・：現状 ●：課題）

- ・地域には「人と話をするのが苦手」な人や「人の世話にはなりたくない」と考える人がいます。
- ・日常生活に悩みや不安を持つ人が多くいます。
- ・「相談相手がいない」「話し相手がいない」人が多く、支援を必要としながら、利用できていない人も多くいます。
- ・地域では、民生委員児童委員をはじめ、校区福祉委員会、自治会、老人クラブなどの各種団体による日常的な関わりや、悩みなどの把握の取り組みが行われています。
- ・本市では、民生委員児童委員や校区福祉委員会などの日常的な福祉活動を支援し、適切な相談やサービスにつなぐため、福祉の総合相談員としてコミュニティソーシャルワーカー（CSW）を配置し、相談活動などを展開しています。
- CSW の市民の認知度は依然として低く、より一層の周知を図り、地域と連携した相談支援の仕組みづくりを構築することが必要です。

【今後の取り組み】

① 「見守りネットワーク」の構築の支援

- ◇ひとり暮らし高齢者や障がいのある人、乳幼児のいる家庭などを地域で、見守りや安否確認を行う「見守りネットワーク」を構築するため、社会福祉協議会などの団体と連携し、説明会などを開催します。
- ◇地域課題や福祉ニーズなどに迅速かつ的確に対応できるよう、関係機関とのネットワークを充実します。
- ◇「見守りネットワーク」を充実するため、新聞や宅配などの事業者と地域との連携を促進します。

② コミュニティソーシャルワーカー（CSW）の機能充実

- ◇地域における福祉課題の発見と解決に向けて地域福祉活動の助言・支援の要となるコミュニティソーシャルワーカー（CSW）の役割の周知を図ります。
- ◇支援を要する高齢者、障がいのある人、ひとり親家庭などの実態把握や専門的相談とともに、必要な公的サービスや地域福祉活動による支援及び専門機関への連携を充実します。
- ◇地域での「見守りネットワーク」を有効に機能させるため、地域と関係団体、関係機関などとの連携を促進します。

③ 地域包括ケアシステムの構築

- ◇支援を要する高齢者が、医療や介護などのサービスを利用しながら、住み慣れた地域で引き続き生活できるよう、地域包括支援センターをはじめ、保健・医療・福祉に関わる関係機関などが連携して地域包括ケアシステムの構築に努めます。
- ◇高齢者が住み慣れた地域で、健康でいきいきと生活できるよう、地域や関係機関

IV. 具体的な取り組みの展開

などと連携して、介護や認知症などの予防の取り組みを充実します。

◇介護などを行っている家族の負担を軽減するため、関係機関と連携し、家族支援の取り組みや認知症の徘徊者が早期に発見できる仕組みづくりなどに努めます。

2) 情報ネットワークの充実

【現状と課題】（・：現状 ●：課題）

- ・さまざまな福祉サービスや福祉制度が展開されているなかで、十分な情報提供や周知がされていないため、利用されていないケースが多くあります。
- ・地域で取り組まれているさまざまな活動について、地域活動にあまり関心のない人には知られていないことが指摘されています。
- 過度のプライバシー保護により、「支援を必要とする人がわからない」「新たなメンバーを勧誘できない」などの問題が指摘されており、今後、地域での個人情報の管理や関係者間での情報の共有化などが課題となっています。

【今後の取り組み】

① 多様な情報ネットワークの構築

- ◇地域で生じている問題や課題を把握し、適切な解決につなぐことができるよう、社会福祉協議会などと連携し、身近な地域で気軽に悩みなどを話し合える地域懇談会の開催などを支援します。
- ◇地域懇談会をはじめ、見守りネットワークや小地域ネットワーク活動などを通じて、地域が抱える課題などを把握し、整理・分析して適切に管理するとともに、関係機関への伝達や関係者との情報の共有化に努めます。
- ◇地域の特性や社会資源、行事などの情報を収集し、発信できるよう、地域情報誌の発行やホームページの開設などを支援します。

② 専門機関とのネットワークの充実

- ◇地域のさまざまな課題の解決に向け、保健・医療・福祉・就労・住宅・教育などの専門機関や施設・事業所とのネットワークの強化を図り、専門知識や情報、ノウハウの提供や助言・指導などができるように支援します。
- ◇地域主体の見守りネットワークの充実を図るため、ネットワークに参画し、各種情報の提供や助言・指導などの充実を促進します。

③ 個人情報の管理・共有化促進

- ◇支援を要する人の情報を関係者で共有できるよう、社会福祉協議会などの関係機関と連携し、関係法令に従い地域における個人の状況情報の管理と運用のルールづくりを促進します。また、個別情報を活用した同意確認・了解方法などを検討し、関係機関と地域などとの情報の共有化を図ります。
- ◇個別の状況情報を活用し、日常的な安否確認・見守り活動などを展開できるよう、本人同意の取得や厳格な管理などを進め、地域とのつながりづくりや災害時での迅速な避難・誘導などに努めます。
- ◇日常的な見守りネットワークや小地域ネットワーク活動などで、収集された支援を要する人などの情報を迅速に更新できるよう、情報収集の仕組みや適切な更新を図ります。

3) 地域のつながりの再生

【現状と課題】（・：現状 ●：課題）

- ・地域では、自治会や自治防災組織、校区福祉委員会が中心となって、防犯や防災、環境美化、福祉など日常的な生活課題の解決に向けて、各団体や関係機関と連携して、多様な取り組みが展開されています。
- ・地域の都市化や生活様式の多様化などにより、近所づきあい、人間関係などが複雑化し、地域に対する関心の低下、自治会への未加入世帯の増加など地域の連帯感が希薄化しています。
- ・病気などで家に閉じこもりがちになり、寝たきりや認知症の人が増加しています。
- ・ひとり暮らしの高齢者などが、誰にも看取られずに亡くなり、後に発見される孤独死（孤立死）も発生しています。
- 地域で、誰もが安全・安心に、いきいきと人としての尊厳をもって生活できるよう、多様な交流や助け合いなどの取り組みが必要です。

【今後の取り組み】

① 地域活動の支援充実

- ◇いきいきサロンや見守り・安否確認活動などが活発に展開できるよう、保健・医療・就労・住宅・教育・福祉などの専門機関や施設・事業所との連携の強化を支援します。
- ◇地域の福祉力の向上を図るため、専門知識や情報、ノウハウの提供や助言・指導などを働きかけます。
- ◇住み慣れた地域において元気でいきいきとした生活を送ることができるよう、健康や生きがいづくりなどの取り組みの実施を働きかけていきます。
- ◇いきいきサロンや交流の拠点として、空き家や公共施設などが活用できるよう、関係機関と連携して支援します。

② 地域団体などの支援充実

- ◇自治会や校区福祉委員会などが地域福祉活動の中核として活動できるよう、それぞれが担う役割や活動内容などを広く周知します。
- ◇民生委員児童委員が地域福祉の推進や発展にその役割を発揮できるよう、福祉制度に関する情報提供や研修活動の充実を図るとともに、民生委員児童委員の役割や活動内容を広く市民に周知します。
- ◇自治会や校区福祉委員会などが地域活動や相談などのレベルアップを図ることができるよう、研修会や講習会の開催、情報提供などを支援します。

4) 社会的・経済的な孤立者への支援

【現状と課題】（・：現状 ●：課題）

- ・ 経済的に困窮する世帯への最後のセーフティネットとして、生活保護制度がありますが、経済状況の変化などにより、働きたくても働くことができない人や、家族や健康の事情により職を失う人など、生活に困窮する人が増えてきています。
- ・ 生活困窮者世帯が増えるなかで、家族などのつながりを失くして孤立した人や、低収入のため家族を持つことができない人、年金受給権などがないまま単身で高齢期を迎える人も増えていきます、
- ・ 国では、生活保護制度の自立助長機能を高めるとともに、増加する生活困窮世帯に対し、生活保護受給に至る前の段階から、自立相談支援事業の実施や住宅確保給付金の支給などを行うことで、自立の促進を支援する「生活困窮者自立支援法」が平成 27 年 4 月に施行されました。
- 経済的に困窮する世帯に焦点をあてた支援を展開し、早期発見・早期対応を図ることで問題の深刻さを防ぎ、個別支援とともに地域での見守り活動など、当事者の状況に合わせて必要な支援を個別的かつ継続的に、地域を含めた多様な関係機関などが協働して取り組むことが求められています。

【今後の取り組み】

① 包括的な相談支援の推進

- ◇ 個別状況に応じて、就労に向けた自立相談支援や個別プラン作成などを行う自立支援事業とともに、離職により住宅を失った人などに対して住宅確保給付金の支給事業などを展開します。
- ◇ 生活や就労に関する支援員を配置して訪問支援などを含めた生活保護に至る前段階から早期に対応し、情報とサービスの提供を一括して行います。
- ◇ 地域において、早期発見や継続的に見守り、支えあうことができるよう CSW をはじめ、民生委員児童委員や NPO、関係機関などの協力を得て、個別支援のネットワークづくりを支援します。

② 予防的なプログラムの推進

- ◇ 生活課題を抱えた人や、課題を自ら発信することのできない人などに対し、深刻な状況に至る前の段階で対応することができるよう早期発見の仕組みを検討します。
- ◇ これらの人の居場所づくりや安定した就労に向けた取り組みなどを、関係機関と連携して推進します。

3 住民の生活を支えるまちづくり

1) 総合相談体制の充実

【現状と課題】（・：現状 ●：課題）

- ・高齢者や障がいのある人を抱えた家族の介護や生活相談、子育て不安を抱えた世帯やひとり親家庭の生活相談が増えています。
- ・児童や高齢者及び障がいのある人への虐待、配偶者への暴力や引きこもりといった新たな社会問題についての相談が多様化し、相談内容も深刻化してきています。
- ・本市では、さまざまな相談の窓口として市役所や保健センターなどにおいて、介護保険や保健福祉サービス（高齢者福祉、障がい者福祉、保健事業）に関する相談やサービスの申請受付を行うとともに、福祉サービスの紹介など情報提供や必要な手続きの案内をしたり、関係機関等との連絡調整などを行っています。
- ・高齢者福祉の相談窓口として地域包括支援センター、障がいのある人の相談窓口として地域活動支援センター、子育て支援については子育て支援センターなどを設置し、専門的な相談の受付やサービス利用に関する情報提供、手続きなどを行っています。
- ・介護保険や障がい福祉サービスの事業所、保育所、認定こども園などにおいてもさまざまな相談をはじめ、情報提供などに取り組んでいます。
- ・市民の身近な相談窓口として、民生委員児童委員の相談活動や校区福祉委員会による日常的な相談活動などが行われています。
- 市民が身近な所で気軽に相談でき、さまざまな相談内容に対応できるよう、相談窓口体制などを整備・充実していくことが必要です。

【今後の取り組み】

① 相談体制の整備・充実

- ◇身近な相談窓口としての地域包括支援センターや地域活動支援センター、子育て支援センターなどの充実を図ります。
- ◇さまざまな相談内容に適切かつ迅速に対応できるよう、保健所や子ども家庭センター、医療機関、居宅介護支援事業所、社会福祉施設などの相談・支援窓口との連携を促進します。

② 各種福祉サービスの充実

- ◇本市では「高齢者福祉計画・介護保険事業計画」や「障がい者計画・障がい福祉計画」「子ども・子育て支援事業計画」など特定の人に対する支援計画を策定し、計画に基づき多様な福祉サービスを計画的に整備し、提供していきます。
- ◇福祉ニーズや満足度などを把握し、必要に応じて本計画を見直します。
- ◇サービスを必要とする人が適切にサービスを利用できるよう、関係機関と連携してサービスが必要な人の発見や実態把握に努めます。

③ 支援を要する人のいる家庭への支援充実

- ◇高齢者や障がいのある人など支援を要する人がいる家庭の負担を軽減するため、また、子育て家庭が抱える悩みなどに対応するため、相談窓口や福祉サービスな

どに関する情報提供や相談などを充実し、福祉サービスの利用を促進します。

◇支援を要する人への理解を促進するため、地域における認知症や障がいに関する学習会や、介護などの実習体験会の開催などを支援します。

◇支援を要する人や家族が抱える悩みや不安に対応できるよう、地域をはじめ、専門機関や関係機関が一体となった支援体制づくりに努めます。

④ 子ども・子育て家庭への支援充実

◇子育て家庭が抱える悩みや不安などに対応するため、こんにちは赤ちゃん訪問事業やパパママ応援ブックの配布など子育てに関するさまざまな情報提供に努めます。

◇ファミリーサポートセンターや子育て支援センターなどの周知や利用に努めます。

◇不登校やいじめなどの根絶に向けて家庭や学校、地域、関係機関などとの連携を図り、相談活動や学習支援などを推進します。

2) 情報提供・収集体制の充実

【現状と課題】（・：現状 ●：課題）

- ・福祉サービスや制度などに関して、各種パンフレットなどにより、広報紙やホームページで提供するとともに、各種相談窓口などを通じて提供しています。
- ・身近な相談窓口となる民生委員児童委員をはじめ、地域包括支援センターなどでも、情報提供と助言などを行っています。
- ・「気軽に相談できる窓口がわからない」「福祉サービスを必要とする人に必要な情報が伝わっていない」「サービスの利用手続きがわかりにくい」などの問題が指摘されています。
- ・パソコンやインターネットの普及により、情報機器を扱える人と扱えない人との間で情報収集の格差が生じています。
- 福祉サービスを必要としている人に必要な情報が提供されるよう、誰にでもわかりやすい表現に努めるなど、さまざまな工夫とともに、多様な情報提供の手段を活用していくことが必要です。

【今後の取り組み】

① 福祉サービスの利用に関する情報提供の充実

- ◇福祉サービスを必要とする人に必要な提供をできるよう、広報紙やホームページ、各種会議やイベントなどで広報するなど、多様な情報手段を活用します。
- ◇聴覚や視覚などに障がいのある人については、当事者団体やボランティアなどの協力を得て、手話や音声データなどを活用するとともに、ピアカウンセリングや訪問活動などにより誰でもわかりやすい情報提供に努めます。

② 情報格差の解消促進

- ◇パソコンなどの情報機器の操作ができない人などに対し、関係機関と連携・協力し、IT 講座の開催などに努めます。
- ◇関係機関と連携し、高齢者や障がいのある人などの集まりなどを活用し、福祉サービスや生活関連情報を提供するため、出前講座の開催などを検討します。

3) 権利擁護の普及・定着

【現状と課題】（・：現状 ●：課題）

- ・介護保険制度や障がい計画による福祉サービスの提供は、事業者と当事者の契約であることから、認知症や判断能力が十分でない人は、利用しにくい状況となっています。
- ・利用者によるサービスの選択や自己決定などには、福祉サービス提供事業者に対する信頼性や評価などが重要な役割を担っています。
- ・利用者の権利を守るため、成年後見制度や日常生活自立支援事業などが設けられていますが、現実的にはあまり利用が進んでいません。
- 地域で、誰もが安全・安心に豊かに暮らしていくためには、お互いの人権を尊重し、それぞれの生き方を理解・尊重し、助け合い、支え合っていくことが重要です。

【今後の取り組み】

① 福祉サービス利用者の権利擁護の推進

- ◇判断能力が十分でない人などに対して、福祉サービスの利用の援助や助言を行う成年後見制度や社会福祉協議会による日常生活自立支援事業の周知に努めます。
- ◇身寄りがいないなどの理由で成年後見制度の後見等の審判の申立てができない人については、当事者に代わって市長が審判の申立てを行うなどの利用支援を行います。
- ◇認知症などで利用手続きに支障のある人や、さまざまな理由でサービスの利用に結びついていない人に、必要なサービスが適切に提供されるよう、相談・支援体制を充実します。

② 福祉サービスの質の向上

- ◇住民が安全・安心に福祉サービスを利用できるよう、介護保険に関する相談窓口や介護相談員、大阪府社会福祉協議会の「運営適正化委員会」などの苦情相談の窓口について周知と普及に努めます。
- ◇事業者が提供するサービスを公正・中立に評価する「第三者評価制度」の導入と情報公開をサービス提供事業者に働きかけます。
- ◇事業者のサービスの質の向上が図れるよう、情報交流や研修などの充実に努めます。

4 安全・安心のまちづくり

1) 防犯・防災体制の充実

【現状と課題】（・：現状 ●：課題）

- ・価値観や生活様式の多様化や核家族化などにより、地域のつながりが希薄化してきています。
- ・大規模な自然災害や多様化する犯罪への対応に不安や関心が高くなっています。
- ・高齢者、障がいのある人、妊婦や乳幼児など周囲から手助けを要する人は、危険を察知しづらく、危険に対して適切な行動がとれないなどのハンディキャップを抱えており、災害時の被害を受けやすいとされています。
- ・本市では、支援を要する人の情報を把握し、災害時などに活用するため、「災害時避難行動要支援者名簿」への登録を実施しています。
- 支援を要する人の情報を地域や関係機関などと共有し、具体的な避難誘導や日常的な安否確認などに活用していくことが課題となっています。

【今後の取り組み】

① 防犯・安全対策の推進

- ◇ひったくりなどを防止するため、防犯灯の設置や LED 化など、防犯環境の整備を支援します。
- ◇地域における通学路での子どもの見守り活動や防犯パトロールなどへの協力を充実するとともに、地域と保育所・幼稚園・小学校などと連携した防犯体制の充実に促進します。
- ◇警察や防犯協会などと連携して、犯罪や防犯に関する情報提供、防犯講座の開催などを充実し、市民の防犯意識の向上に努めます。

② 地域防災力の向上

- ◇災害時の備えとして、災害に対する知識を持つため、自治会や自主防災組織、老人クラブなどにおける防災についての話し合いをする会合の開催を支援・協力します。
- ◇各家庭の状況を近所の人に知ってもらい、いざという時に声かけや避難行動の支援を受けることができるよう、行事や防災訓練などへの参加を促進します。
- ◇自治会、自主防災組織、老人クラブ、婦人会、学校、サークルなどの地域の団体が自主的に、消防団と連携して防災の取り組みを推進できるよう、支援・協力します。

③ 避難行動要支援者支援制度の確立

- ◇支援を要する人を災害から守るため、日常的な見守りや関わりの強化を働きかけます。
- ◇災害時に避難行動を誘導し、避難所での支援を行うことができるよう、個別計画づくりを支援・協力します。

2) 住みやすい生活環境の整備

【現状と課題】（・：現状 ●：課題）

- ・本市では、高齢者や障がいのある人、妊婦や乳幼児をつれた人などが安全・安心に移動できるよう、福祉バス（「らくらく号」「ふれあい号」）を運行しており、障がいのある人などが利用できるタクシー券の支給などを行っています。
- ・道路の狭さや公園が少ないなどの意見があります。
- ・高齢者や障がいのある人、妊婦や乳幼児世帯などが、車イスやベビーカーなどで移動する際に、道路の段差や階段のほか、点字ブロックへの駐輪などさまざまな障がい物があります。
- 今後は、「大阪府福祉のまちづくり条例」などにに基づき、道路や施設の整備、段差の解消など、当事者の視点や福祉の観点から、まちづくりを総合的に進めていくことが必要です。
- 誰もが安全・安心に通行できるように、交通マナーなどを向上していくことが必要です。

【今後の取り組み】

① バリアフリー化の推進

- ◇誰もが、安全・安心に移動でき、社会参加ができるよう、バリアフリー化やユニバーサルデザイン化を推進します。
- ◇道路や公園などについては、歩道の確保や段差の解消、夜間照明の確保など安全性の向上を図ります。
- ◇市民が利用する駅や大規模施設などについては、段差の解消やエレベーターの設置などを促進します。

② 快適な環境づくりの推進

- ◇高齢者や障がいのある人などが安全・安心に生活できるよう、住宅の改良を支援します。
- ◇市民や関係機関と連携して、歩行者の安全な通行の妨げとなっている違法駐車や駐輪の一掃に向けた取り組みを充実するとともに、自転車利用者のマナーや交通ルールの啓発に努めます。
- ◇日常的な買物などに不便な地域があることから、関係機関と連携して、買物の利便性の向上に努めます。

V. 地域福祉の推進に向けて

1) 連携体制の構築

① 関係部署の連携・協力

地域福祉計画を推進するためには、保健・医療・福祉の分野にとどまらず、就労、学校教育・生涯学習、住宅など地域や日常生活に関わるさまざまな連携が必要です。そのため、関係部署と連携しながら、地域福祉計画の推進を図ります。

② 社会福祉協議会との連携

高石市社会福祉協議会は、社会福祉法で「地域福祉を推進する中心的団体」として位置づけられており、本市の地域福祉推進のパートナーとして重要な役割を担っています。

そのため、引き続き、地域が抱える福祉課題の解決などに向け、高石市社会福祉協議会と連携して取り組んでいきます。

③ 市民・団体などとの連携

地域におけるさまざまな問題や課題の解決を図っていくため、自治会や校区福祉委員会などの地域団体をはじめ、民生委員児童委員、当事者団体、ボランティア・NPO、社会福祉施設・事業者などと連携して取り組んでいきます。

2) 計画の推進と進行管理

① 市民参画による進行管理

地域福祉計画の推進は、地域の特性や特徴などに応じて、評価・点検を行いつつ、柔軟に対応していくことが必要です。

そのため、市民参画のもと、進捗状況の管理を図ります。

② 情報公開の充実

地域福祉計画の進捗状況などについて、ホームページなどで適宜、情報提供を行います。

資料編

1 地域福祉計画の策定経過

1) 第4次 高石市地域福祉計画 策定経過

【第4次 高石市地域福祉計画 策定経過】

年月日		会 議 など	内 容
6月	10日 (火)	第1回保健医療福祉審議会	・諮問、地域福祉計画の策定 など
	19日 (木)	アンケート調査の実施（～7月2日まで）	・市民(2,000名)／福祉関係者(250名)／福祉事業者(250者・団体)
8月	4日 (月)	第1回 地域懇談会 「地域福祉推進における地域福祉活動計画の役割」	・アンケートの概要結果報告 ・講演（桃山学院大学 松端教授）
	11日 (月)	第2回・第3回 地域懇談会 「地域のことを知ろう！考えよう！」	・取石・東羽衣・清高・加茂の4校区対象ワークショップ「現状と課題」
	12日 (火)		・高石・羽衣・高陽の3校区対象ワークショップ「現状と課題」など
11月	14日 (金)	地域福祉計画 検討会議（校区福祉委員長会議）	・地域福祉計画・地域福祉活動計画について など
	21日 (金)	第4回 地域懇談会 「地域のことを知ろう！考えよう！」	・全校区対象ワークショップ「今後の地域福祉の方向・提案」など
1月	30日 (金)	第5回 地域懇談会 「今日の社会における地域福祉の重要性」	・地域福祉計画（素案）・地域福祉活動計画（素案）の報告 ・桃山学院大学 松端教授による講演
2月	9日 (月)	第2回保健医療福祉審議会	・（素案）の検討 など
	12日 (木)	パブリックコメントの実施（～2月28日（土）まで）	・市ホームページ、窓口などで地域福祉計画（素案）を公開
3月	19日 (木)	第3回保健医療福祉審議会	・パブリックコメントの結果、地域福祉計画（案）の検討、答申 など

2) パブリックコメントの結果

① 募集期間

平成 27 年 2 月 12 日（木）～平成 27 年 2 月 28 日（土）

② 募集方法

市ホームページ及び市内主要施設（社会福祉課、市役所 2 階行政資料コーナー、中央公民館、総合保健センター、テージードーム、とろしプラザ、市立図書館）にて計画素案が閲覧できるようにして、ご意見や提言等を求めた。

③ 募集手段

郵送、FAX、E メール、持参（様式は自由）

④ 募集結果

提出意見なし

2 高石市保健医療福祉審議会

1) 高石市保健医療福祉審議会 条例

平成 10 年 5 月 26 日

条例第 8 号

(設置)

第 1 条 本市の保健、医療及び福祉に関する重要な事項について総合的に審議し、これらの施策の推進に資するため、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 138 条の 4 第 3 項の規定に基づき、市長の附属機関として高石市保健医療福祉審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(任務)

第 2 条 審議会は、市長の諮問に応じて本市の保健、医療及び福祉施策について調査及び審議するものとする。

2 審議会は、前項の諮問に対する答申のほか、本市の保健、医療及び福祉に関して市長に意見を述べることができる。

(組織)

第 3 条 審議会は、委員 20 人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱又は任命する。

- (1) 学識経験者
- (2) 保健医療関係者
- (3) 福祉関係者
- (4) 公共的団体関係者

(任期)

第 4 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員が欠けた場合は、補欠の委員を置くことができる。この場合において、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第 5 条 審議会に会長及び副会長各 1 人を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 6 条 審議会は、会長が招集し、会長がその議長となる。

2 審議会は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 審議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見の聴取)

第 7 条 会長が必要と認めたときは、審議会の議事に関係のある者の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

(専門部会)

第 8 条 審議会に専門の事項を調査及び研究させるため、専門部会を置くことができる。

- 2 専門部会は、会長が推薦する者その他適当と認める者のうちから市長が委嘱又は任命したもので組織する。
- 3 第 4 条の規定は、専門部会員の任期について準用する。
- 4 専門部会に部会長を置き、専門部会員のうちから会長が指名する。
- 5 部会長は、専門部会の会務を総理し、専門部会における審議状況及びその結果を審議会に報告するものとする。
- 6 前 2 条の規定は、専門部会の会議について準用する。

(庶務)

第 9 条 審議会の庶務は、保健福祉部において行う。

(補則)

第 10 条 この条例の施行について必要な事項は、市長が別に定める。ただし、議事の手続その他審議会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則 抄

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 第 3 条第 2 項の規定による委嘱又は任命後、最初の審議会の招集及び会長が選出されるまでの間における審議会の運営は、市長が行う。

(高石市地域福祉計画審議会条例の廃止)

- 4 高石市地域福祉計画審議会条例（平成 4 年高石市条例第 4 号）は、廃止する。

(高石市保健医療対策審議会条例の廃止)

- 5 高石市保健医療対策審議会条例（昭和 51 年高石市条例第 14 号）は、廃止する。

2) 高石市保健医療福祉審議会 委員名簿

(平成27年2月9日現在)

役 職 名	氏 名	備 考
大阪市立大学大学院 生活科学研究科 教授	◎畠 中 宗 一	学識経験者
天理大学 人間学部 人間関係学科 教授	松 田 美智子	学識経験者
武庫川女子大学 看護学部 教授	和 泉 京 子	学識経験者
高石市医師会 会長	○岩 田 信 生	保健医療関係者
高石市歯科医師会 会長	古 川 豪 亮	保健医療関係者
高石市薬剤師会 会長	北 野 耕 一	保健医療関係者
和泉保健所長	中 村 顕	保健医療関係者
高石市社会福祉協議会 会長	石 田 弘 美	福祉関係者
高石市民生委員児童委員協議会 会長	山 崎 雅 雄	福祉関係者
高石市身体障害者福祉会 会長	磯 貝 春 子 (山 下 淳)	福祉関係者
大阪知的障害者育成会 高石支部 顧問	和 田 三 吾	福祉関係者
高石市老人クラブ連合会 会長	大 屋 俊 男	福祉関係者
社会福祉法人 遺徳会 専務理事	嶋 田 充 伸	福祉関係者
高石障害者作業所 所長	増 澤 昌 江	福祉関係者
大阪府岸和田子ども家庭センター 所長	赤 井 計 洋	福祉関係者
社会福祉法人 徳友会 理事長	嶋 田 典 之	福祉関係者
高石市婦人団体協議会 会長	高 橋 妙 子	公共的団体関係者
高石商工会議所 会頭	合 田 房 雄	公共的団体関係者

※ ◎：会長 ○：副会長、()は平成26年7月31日までの前任者

3) 諮問・答申

高石保社第 346 号
平成 26 年 6 月 10 日

高石市保健医療福祉審議会
会 長 畠 中 宗 一 様

高石市長 阪口 伸六

第 4 次 高石市地域福祉計画について（諮問）

現在、わが国においては、少子高齢化や核家族化が急速に進展する中で、地域を取り巻く環境が著しく変化し、地域におけるつながりが希薄化してきており、孤独死や虐待といった事件が生じないよう早期に発見し、早期に防止する新たなセーフティネットづくりが求められている。また、東日本大震災で再認識された地域防災への取り組みも早急に対応すべき課題となっており、いざという時に備えて、地域の力で地域を守るよう普段から顔の見える関係を築き、地域の絆を強化することも求められている。

本市では平成 22 年 3 月に社会福祉法に基づき「第 3 次高石市地域福祉計画」を策定し、保健、医療、福祉などの各分野での施策を展開してきたが、平成 26 年度が計画の目標年次となっており、今年度内に次期計画を策定することとなっている。

また、今回の計画策定に当たっては、大阪府地域福祉支援計画の基本指針を踏まえながら、変動する社会状況の変化や国、大阪府等の福祉施策にかかる動向にも注意して進めていきたいと考えており、貴審議会に第 4 次高石市地域福祉計画の策定について意見を求めます。

平成 27 年 3 月 19 日

高石市長 阪口 伸六 様

高石市保健医療福祉審議会
会長 畠中 宗一

第 4 次高石市地域福祉計画について（答申）

平成 26 年 6 月 10 日付け高石保社第 346 号により本審議会に対して諮問のあった第 4 次高石市地域福祉計画について、慎重に審議を重ねました結果、別添のとおり「第 4 次高石市地域福祉計画」として答申いたします。

少子高齢化や核家族化が急速に進展する中で、地域における環境が著しく変化しており、地域のつながりが希薄化してきている。また、地域における支援を要する人が増加を続けており、早期に発見し、早期に支援を行なう新たなセーフティネットづくりが求められている。更に、近い将来発生すると言われている大地震等の災害に備え、地域防災への取り組みも早急に対応すべき課題であり、いざという時に備えて、地域の力で地域を守るように普段から顔の見える関係を築き、地域の絆を強化することも求められている。

今回、平成 27 年度から平成 31 年度までの今後 5 年間の計画として推進するに当たっては、本審議会や策定委員会等における意見などを十分に尊重して、これらの課題解決のための施策の実現に向け、努力されることを要望いたします。

3 用語解説

あ行

【NPO（えぬぴーおー）】

Non Profit Organization（非営利組織）の略。医療・福祉、環境、文化・芸術、スポーツ、まちづくり、国際協力・交流、人権・平和、教育、女性などの特定分野に関する営利を目的としない住民活動団体です。また、住民活動の発展形として、NPO法（特定非営利活動促進法）に基づく法人格を有し、公共サービスを担う非営利活動法人を指すこともあります。

か行

【校区福祉委員会】

福祉関係の地域組織として、おおむね小学校区ごとに作られた地域福祉推進のための住民組織で、7つの校区福祉委員会があります。自治会・婦人会・老人クラブなどの各種団体から参加・協力する人と、民生委員児童委員、ボランティアなどが福祉委員となって、ひとり暮らし高齢者への「見守り・声かけ訪問」や「いきいきサロン」、「子育てサロン」などの「小地域ネットワーク活動」を中心に、多彩な地域福祉の活動を行っています。

【子育て支援センター】

子育て支援のための総合的な拠点です。保育所にこれまで蓄積された子どもの遊び・生活・健康などに関する経験やノウハウを生かし、地域の保護者や子どもたちの支援を行っています。本市では、市立綾園保育所と私立南海愛児園、私立東羽衣保育園に開設されています。

【子ども家庭センター】

0歳からおおむね25歳までの児童・青少年に関するさまざまな相談（虐待・非行・不登校・障がい等）、配偶者からの暴力（DV：ドメスティックバイオレンス）被害者の相談などに応じています。

近隣では、大阪府岸和田子ども家庭センター（岸和田市宮前7-30 電話072-445-3977）があります。

【コミュニティカフェ】

地域住民主体による地域の誰もが気軽に集う場として、定期的に行なわれる小地域ネットワーク活動のひとつです。現在のサロン活動とは別に、気軽に歩いて行ける身近な場所で、おしゃべりをしながら茶菓子などを楽しむことのできる、地域住民の出会いと交流・情報交換の場です。

【コミュニティソーシャルワーカー（CSW）】

Community Social Worker の略。地域で困っている人と必要な支援を結びつけたり、地域福祉活動を活性化させるなど主に「地域福祉のつなぎ役」を行う人です。校区福祉

委員会活動の支援や支援を要する人に対する相談と個別支援などを担っています。
本市では、社会福祉協議会に3人が配置されています。

さ行

【災害時避難行動要支援者】

「災害時要援護者」に代わり、平成25年6月の災害対策基本法の改正から使われるようになった言葉です。高齢者、障がいのある人、乳幼児その他の特に配慮を要する人を「要配慮者」といい、そのうち、災害が発生し、または災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な人で、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する人を「災害時避難行動要支援者」ということになりました。

【自主防災組織】

住民の自発的な防災活動を促進するため、地域の自治活動の一環として防災活動を行う組織です。活動内容としては、平常時には災害発生の未然防止等をし、災害時には避難誘導等を行います。

【自治会】

市内の各自治会では、会員の自主的な協力のもと、生活環境の向上と会員相互の親睦を深め、明るく住みよい「まちづくり」を推進しています。

主な活動は、次のとおりです。

- ・まちの美化、自主防災活動の推進、防犯活動、防犯灯の維持管理
- ・運動会等のレクリエーション事業
- ・広報紙などの配布、回覧や会報などによる情報提供
- ・その他、社会教育活動への参加

【社会福祉協議会】

社会福祉協議会は、地域の方々や福祉・保健・医療などの関係機関や専門家、当事者組織などで構成されている民間の福祉団体（社会福祉法人）です。

市内の関係機関・団体との連携を図りながら、地域の福祉課題に応じたきめ細かなサービスの検討・実施や住民活動の支援・広報活動、市内の福祉に関するネットワークづくりなど、地域福祉の向上のためのさまざまな事業を行っています。

【小地域ネットワーク活動】

小地域（おおむね小学校区）を単位として、保健・福祉・医療の関係者と住民が協働して進める見守り・援助活動で、ひとり暮らしや寝たきりの高齢者世帯などが地域の中で孤立することなく、安心して生活できるよう地域住民による支え合い・助け合い活動を展開し、あわせて地域における福祉の啓発と住みよい福祉のまちづくりを進めることを目的としています。

地域において、ひとり暮らし高齢者などを対象に、地域のボランティアを中心に網の目のように相互に連絡・連携しあって、見守りや声かけ訪問活動などを行っています。

【セーフティネット】

「ライフセーフティネットワーク」のことで、何らかの生活課題を抱えた人が、さらに困難な状況に陥らないように、安全網（セーフティネット）として生活を支える制度やしきみのことです。具体的には、高齢者や障がいのある人などが地域で孤立しないよう安否確認や声かけ運動など、地域全体で支え合う運動や事業を行ったり、関係機関との連携を図ったりしています。

【生活困窮者】

「生活困窮者自立支援法」（平成25年公布、27年4月施行）に基づき、現に経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある人のこと。

自立相談支援事業の実施、住居確保給付金の支給その他の支援を行うための所要の取り組みを行うことで、生活保護に至る前の段階の自立支援策の強化を図っていきます。

【成年後見制度】

判断能力が充分でない成年者（痴呆性高齢者、知的障がいのある人、精神障がいのある人など）が、財産管理（契約締結・費用支払いなど）や身上監護（施設や介護の選択など）についての契約・遺産分割などの法的行為を行なうのが困難な場合や、悪徳商法被害にあった場合に、それらの人びとを守るための制度。

た行**【第三者評価制度】**

保育所などの社会福祉事業者が提供するサービスの質を、公正中立な第三者の立場で専門的かつ客観的に評価を行うのが第三者評価制度です。評価は都道府県ごとに認証された評価機関が行います。

【地域包括ケアシステム】

地域住民のニーズに対応し、健康づくりや医療サービス、在宅ケア、リハビリテーションなどの介護サービスを含むさまざまなサービスを、保健・医療・福祉に関する関係機関が連携・協力して一体的に提供する仕組みです。

【地域包括支援センター】

高齢者等が住み慣れた地域で自立した日常生活を営むことができるよう、高齢者を支える中核的機関として、包括的支援事業（介護予防ケアマネジメント業務、総合相談支援事業、権利擁護事業、包括的・継続的ケアマネジメント業務）及び指定介護支援業務を実施するために設置されています。

【ドメスティック・バイオレンス（DV）】

Domestic Violence の略。配偶者や恋人など親しい人間関係にあるパートナーからの暴力（ドメスティックバイオレンス）のこと。殴る、蹴るといった身体的暴力だけでなく、言葉による精神的暴力、性的暴力、社会的暴力なども含まれます。

な行**【日常生活自立支援事業】**

認知症、知的障がい、精神障がいなどにより判断能力が不十分な人が地域において自立した生活が送れるよう、利用者との契約に基づき、福祉サービスの利用補助、日常的金銭管理サービス、書類等預かりサービス等を提供することにより生活を支援する事業です。本市では、高石市社会福祉協議会が行っています。

【認定こども園】

保育所や幼稚園などのうち、保育と教育を一体的に提供し、地域における子育て支援を実施する機能を備えた施設で、府知事から「認定こども園」としての認定を受けた施設です。認定こども園には、次のようなタイプがあります。

幼保連携型……認可幼稚園と認可保育所とが連携して一体的な運営を行うタイプ

幼稚園型……認可された幼稚園が保育所的な機能を備えたタイプ

保育所型……認可された保育所が幼稚園的な機能（幼児教育）を備えたタイプ

【認知症サポーター養成事業】

生活のさまざまな場面で、認知症の人やその家族をサポートするため、認知症について正しく理解し、認知症の人に対する接し方などを学ぶ講座。受講した人は、認知症サポーターと呼ばれます。また、「認知症サポーター養成講座」の講師役を「キャラバン・メイト」と呼びます。

は行**【バリアフリー（Barrier Free）】**

精神的、物理的、制度的などの障壁（バリア）を除去しようとする考え方です。道路の段差など、高齢者や障がいのある人などの社会参加や日常生活での障壁などをなくしたり、改善することにより、さまざまな社会活動など参加するようにすることです。

【ファミリーサポートセンター】

地域において育児の援助を行うことができる市民と育児の援助を受けたい市民をファミリーサポートセンターの会員として組織し、会員相互の育児に関する援助活動を行っています。本市では、高石市社会福祉協議会が担っています。

ま行**【見守りネットワーク】**

住み慣れた地域で誰もが安心して心豊かに暮らし続けることができる地域（まち）を実現するため、自治会や民生委員児童委員、校区福祉委員などが中心の取り組みです。

【民生委員児童委員】

民生委員法・児童福祉法に基づき厚生労働大臣から委嘱を受けた非常勤の地方公務員です。地域において支援を必要とする生活困窮者、低所得者、高齢者、障がいのある人、こども、ひとり親家庭など、さまざまな理由により社会的な支援が必要と考えられる人

びとに対して、常に住民の立場に立って相談・支援を行うとともに、行政機関などの業務に協力しています。また、民生委員児童委員の中から、児童福祉に関する事項を専門的に担当する主任児童委員が選任されています。

や行

【ユニバーサルデザイン（Universal Design）】

性別や年齢、障がいの有無に関わらず、すべての人が利用可能なように、常によりよいものに改良していこうという考え方です。

バリアフリーより広い概念として、「特別な人のための特別のデザインではなく、すべての人のためになるデザインが必要である。そのためには、障がいのある人用のデザイン、障がいのない人用のデザインという区別をなくし、特別のものではなく、ほとんどすべての人が利用できるように当初から設計すること。」を意味します。

第 4 次 高石市地域福祉計画

発行年月 平成 27 年 3 月

発 行 高石市保健福祉部社会福祉課

〒592-8585 高石市加茂 4 丁目 1 番 1 号

電 話 072-265-1001（代表）

F A X 072-265-3100